

感染症の予防及び管理に関する法律

[施行 2020. 4. 5.] [法律第 17067 号 2020. 3. 4. 一部改正]

【改正理由】

最近、伝染力の強い新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡散しており、感染症の予防と管理のために国の積極的な対応が求められている。

そこで、国レベルでの感染症への対応能力を強化するために、感染症対策の医薬品・機器等の備蓄及び管理に関する事項を、感染症の予防及び管理に関する基本計画に含ませ、感染症の危機事態において、全国民の情報共有の重要性を踏まえ、感染症患者の移動経路などの情報公開範囲と手順を具体的に規定する。一方で、感染症に起因する国家危機状況に、より効率的に対処できるように感染症に関する強制処分の権限を強化し、疫学調査官の規模を拡大するなど、現行制度の運営上見られる一部の不備を改善及び補完するものである。

【主な内容】

- イ) 保健福祉部長官は、感染症の予防及び管理に関する基本計画を策定する際に感染症に備え、医薬品・機器等の備蓄及び管理に関する事項を含めた（第 7 条第 2 項第 2 号の 2 新設）。
- ロ) 第 1 級感染症の患者と疑われる者が、感染症の病原体検査を拒否した旨、報告された保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、その者に対して感染症の病原体検査をさせることができようにし、これを拒否した者には、300 万ウォン（約 30 万円相当）以下の罰金に処するようにした（第 13 条第 2 項及び第 80 条第 2 号の 2 新設）。
- ハ) 保健福祉部長官が疾病管理本部、国立検疫所等の感染症の病原体を確認機関の実験室検査能力を評価・管理することができる根拠を設けた（第 16 条の 2 新設）。
- ニ) 保健福祉部長官及び市・道知事は、感染症の管理と感染の実態と耐性菌の実態を調査した場合、その結果を公表するようにした（第 17 条）。
- ホ) ハイリスク病原体の分離・移動申告等が受理を必要とする申告であることを明確にした（第 21 条第 4 項、第 22 条第 3 項後段、第 23 条第 6 項、第 52 条第 2 項及び第 53 条第 2 項新設）。
- ヘ) 保健福祉部長官は、感染症の拡散により、「災害と安全管理基本法」による注意以上の警報の発令時には、感染症の患者の移動経路、移動手段、診療医療機関及び接触者の現況等を国民に公開し、公開された事項のうち事実と異なる意見がある当事者は、保健福祉部長官に異議申立てをすることができようにするなど、感染症危機における情報公開の範囲、手順等を具体的に明示した（第 34 条の 2）。
- ト) 感染症の管理機関の指定主体に保健福祉部長官を追加し、保健福祉部長官が指定した

感染症の管理機関の感染症管理施設の設置・運営にかかる経費は、国が負担するようにした（第 36 条第 1 項及び第 67 条第 6 号 3 新設）。

- チ) 保健福祉部長官は、第 1 級感染症の流行により医薬部外品及び医薬品等の急激な物価上昇や供給不足で、国民の健康を著しく阻害する恐れがある場合には、一定期間その医薬部外品・医薬品等の輸出や国外搬出を禁止できるようにした。これを違反した場合は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン（約 500 万円相当）以下の罰金に処するようにした（第 40 条の 3 及び第 77 条第 3 号新設）。
- リ) 第 1 級感染症が発生した場合、保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症が疑われる者に対して隔離・調査・診察・治療、又は入院措置を講じさせるようにした。一方で、隔離措置を拒否した者等に対する罰則を強めた（第 42 条第 2 項及び第 3 項及び第 79 条の 3 新設）。
- ヌ) 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は「災害と安全管理基本法」による注意以上の警報が発令された場合、感染の脆弱階層にマスク支給等、必要な措置を講じることができるようにした（第 49 条の 2 新設）。
- ル) 感染症予防のために消毒を実施する場合、人の健康と自然に有害な影響を最小限に抑え、安全に実施するようにした（第 51 条第 1 項後段新設）。
- ロ) 感染症の予防・防疫・疫学調査のために必要な場合、市長・郡守・区庁長が防疫官・疫学調査官を置くことができるようにし、保健福祉部所属公務員として置く疫学調査官の数を 30 人以上であったものを 100 人以上に拡大した（第 60 条第 1 項及び第 60 条の 2 第 1 項）。
- ワ) 市・道知事及び市長・郡守・区庁長が、感染症患者等の位置情報を警察官署（警察庁と当該所属機関等をいう。）に要求できるようにした。保健福祉部長官は、感染症の予防及び感染症伝播の遮断のために必要な場合には、国民健康保険公団の情報システム等を活用して、保健医療機関に出入国管理記録等の情報を提供するようにした。また、医療関係者、薬剤師等は、医療行為、薬の処方及び調製する場合、患者等の出入国管理記録等の情報を確認するようにした（第 76 条の 2）。
- カ) 損失補償審議委員会の委員のうち公務員ではない者は、「刑法」第 127 条及び第 129 条から第 132 条までの規定を適用する場合には、公務員として報告するようにした（第 76 条の 4 新設）。

感染症の予防及び管理に関する法律（略称：感染症予防法）

[施行 2020. 4. 5.] [法律第 17067 号、2020. 3. 4. 一部改正]

改正箇所：赤字、用語等の軽微の改正は黒字

第 1 章 総則

第 1 条（目的）本法は、国民の健康への脅威に危害となる感染症の発生と流行を防止し、その予防と管理のために必要な事項を定めることで、国民健康の増進と維持に資することを目的とする。

第 2 条（定義）

本法で使用する用語の定義は次のとおりである。〈改正 2010. 1. 18.、2013. 3. 22.、2014. 3. 18.、2015. 7. 6.、2016. 12. 2.、2018. 3. 27.、2020. 3. 4.〉

1. 「感染症」とは、第 1 級感染症、第 2 級感染症、第 3 級感染症、第 4 級感染症、寄生虫感染症、世界保健機関の監視対象感染症、生物テロ感染症、性媒介感染症、人獣共通感染症及び医療関連感染症をいう。

2. 「第 1 級感染症」とは、生物テロ感染症又は致死率の高い場合や集団発生の懸念が大きいため、発生又は流行時に直ちに申告を要するものであり、陰圧隔離のような高レベルでの隔離が必要な感染症であり、次の各目の感染症のことをいう。ただし、突然国内に流入され、又は流行が予見され、迅速な予防・管理が必要であり、保健福祉部長官が指定する感染症を含む。

- イ) エボラ出血熱
- ロ) マールブルグ熱
- ハ) ラッサ熱
- ニ) クリミア・コンゴ出血熱
- ホ) 南米出血熱
- ヘ) リフトバレー熱
- ト) 天然痘ウィルス
- チ) ペスト
- リ) 炭疽
- ヌ) ボツリヌス症
- ル) 野兔病
- ヲ) 新興感染症
- ワ) 重症急性呼吸器症候群（SARS）
- カ) 中東呼吸器症候群（MERS）

- ヨ) トリインフルエンザ
- タ) 新型インフルエンザ
- レ) ジフテリア

3. 「第2級感染症」とは、伝播の可能性を考慮し、発生又は流行時24時間以内に申告を要し、隔離が必要な次の各目の感染症をいう。ただし、突然国内に流入され、又は流行が予見され、迅速な予防・管理が必要であり、保健福祉部長官が指定する感染症を含む。

- イ) 結核
- ロ) 水痘
- ハ) 麻疹
- ニ) コレラ
- ホ) 腸チフス
- ヘ) パラチフス
- ト) 細菌性赤痢
- チ) 腸管出血性大腸菌感染症
- リ) A型肝炎
- ヌ) 百日咳
- ル) 流行性耳下腺炎
- ヲ) 風疹
- ワ) ポリオ
- カ) 髄膜炎菌
- ヨ) ヘモフィルス-インフルエンザb型菌
- タ) **肺炎球菌感染症**
- レ) ハンセン病
- ソ) 猩紅熱
- ツ) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (VRSA)
- ネ) カルバペネム耐性腸内細菌科細菌 (CRE)

4. 「第3級感染症」とは、その発生を継続監視する必要がある、発生又は流行時24時間以内に申告を要する次の各目の感染症をいう。ただし、突然国内に流入され、又は流行が予見され、迅速な予防・管理が必要であり、保健福祉部長官が指定する感染症を含む。

- イ) 破傷風
- ロ) B型肝炎
- ハ) 日本脳炎
- ニ) C型肝炎
- ホ) マラリア
- ヘ) レジオラ症
- ト) ビブリオ属菌敗血症

- チ) 発疹チフス
- リ) 発疹熱
- ヌ) ツツガムシ病
- ル) レプトスピラ症
- ヲ) ブルセラ症
- ワ) 狂犬病 (恐水病)
- カ) 腎症侯群出血熱
- ヨ) 後天性免疫不全症候群 (AIDS)
- タ) クロイツフェルト - ヤコブ病 (CJD) 及び変種クロイツフェルト - ヤコブ病 (vCJD)
- レ) 黄熱病
- ソ) デング熱
- ツ) Q 熱
- ネ) ウェストナイル熱
- ナ) ライム病
- ラ) ダニ媒介脳炎
- ム) 類鼻疽
- ウ) チクングニア熱
- キ) 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)
- ノ) ジカウイルス感染症

5. 「第4級感染症」とは、第1級感染症から第3級感染症までの感染症のほか、流行の是非を調査するため標本監視活動が必要な次の各目の感染症をいう。

- イ) インフルエンザ
- ロ) 梅毒
- ハ) 回虫症
- ニ) 鞭虫症
- ホ) **ぎょう虫感染症**
- ヘ) 肝臓ジストマ症
- ト) 肺吸虫症
- チ) 肥大吸虫
- リ) 手足口病
- ヌ) 淋病
- ル) **クラミジア感染症**
- ヲ) 軟性下疳
- ワ) 性器ヘルペスウイルス感染症
- カ) 尖形コンジローム

- ヨ) VRE 感染症 (Vancomycin Resistant Enterococci : バンコマイシン耐性腸球菌)
- タ) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
- レ) 多剤耐性緑膿菌 (multidrug-resistant Pseudomonas aeruginosa; MDRP)
- ソ) 多剤耐性アシネトバクター (MRAB) 感染症
- ツ) 腸管感染症
- ネ) SARS 急性呼吸器感染症
- ナ) 海外流入寄生虫感染症
- ラ) エンテロウイルス感染症
- ム) ヒトパピローマウイルス感染症

6. 「寄生虫感染症」とは、寄生虫に感染して発生する感染症のうち、保健福祉部長官が告示する感染症をいう。

7. 削除<2018. 3. 27.>

8. 「世界保健機構の監視対象感染症」とは、世界保健機構は、国際公衆衛生の緊急事態に備えるために監視対象として定めた疾患で、保健福祉部長官が告示する感染症をいう。

9. 「生物テロ感染症」とは、故意又はテロ等を目的として使用された病原体によって発生した感染症のうち、保健福祉部長官この告示する感染症をいう。

10. 「性媒介感染症」とは、性接触を介して伝播する感染症のうち、保健福祉部長官が告示する感染症をいう。

11. 「人獣共通感染症」とは、動物と人の間で相互に伝達される病原体によって引き起こされる感染症の保健福祉部長官が告示する感染症をいう。

12. 「医療関連感染症」とは、患者や妊婦などが医療行為を適用を受ける過程で発生した感染症として監視活動が必要として保健福祉部長官が告示する感染症をいう。

13. 「感染症の患者」とは、感染症の病原体が人体に侵入して、症状を示す者して第 11 条第 6 項の診断基準による医師、歯科医師又は漢方医の診断や第 16 条の 2 による感染症の病原体を確認機関の研究室検査を通じて確認された者をいう。

14. 「感染症の疑いのある患者」とは、感染症の病原体が人体に侵入したことが疑われるが感染症の患者であると確認される前の段階の者をいう。

15. 「病原体保有者」とは、臨床的な症状はないが、感染症の病原体を保有している者をいう。

15. 2. 「感染症の疑いのある者」とは、次の各目のひとつに該当する者をいう。

- イ) 感染症の患者、感染症疑いの患者及び病原体保有者（以下「感染症患者等」
- ロ) とする）と接触又は接触が疑われる者（以下「接触者」とする）
- ハ) 「検疫法」第 2 条第 7 号及び第 8 号により検疫管理地域又は重点検疫管理
- ニ) 地域に滞在、又はその地域を經由した者で感染が懸念される者

ホ) 感染病病原体等、危険要因に露出され感染が懸念される者

16. 「監視」とは、感染症発生に関連する資料、感染症病原体・媒介体に関する資料を体系的且つ持続的に収集、分析及び解析し、その結果を適時に必要な者に配布し、感染症予防及び管理に服する一連の過程をいう。

16.2. 「標本監視」とは、感染症のうち感染症患者の発生頻度が高く、全数調査が難しく重症度が比較的低い感染症の発生に対して監視機関を指定し、定期的、継続的な医学的監視を実施することをいう。

17. 「疫学調査」とは、感染症の患者等が発生した場合、感染症の遮断と拡散防止等のために感染症患者等の発生規模を把握して感染源を追跡する等の活動と感染症の予防接種後に異常反応の事例が発生した場合、その原因を究明するために行う活動をいう。

18. 「予防接種後の異常反応」とは、予防接種後、その接種により生じ得るすべての症状又は疾病で当該予防接種と時間的関連性があることをいう。

19. 「ハイリスクリスク病原体」とは、生物テロの目的利用、事故等により外部に流出した場合、国民の健康に深刻な危険をもたらし得る感染症の病原体であり、保健福祉部令で定めるものをいう。

20. 「管理対象海外新型感染症」とは、既存の感染症の変化とその亜種又は既存の知られていない新しい病原体によって発生し、国際的に衛生上の問題を引き起こして、国内流入に備えなければならない感染症として、保健福祉部長官が指定するものをいう。

第3条（他の法律との関係）

感染症の予防及び管理に関しては、他法に特別な規定がある場合を除き本法に基づく。

第4条（国及び地方公共団体の責務）

①国及び地方公共団体は、感染症患者等の人間としての尊厳と価値を尊重し、その基本的権利を保護し、法律に基づかず就業制限等の不利益を与えてはならない。

②国及び地方公共団体は、感染症の予防及び管理のため、次の各号の事業を遂行しなければならない。〈改正 2014. 3. 18., 2015. 7. 6., 2020. 3. 4.〉

1. 感染症の予防及び防疫対策
2. 感染症患者等の診療と保護
3. 感染症予防のための予防接種計画の策定と実施
4. 感染症に関する教育及び広報
5. 感染症に関する情報の収集・分析及び提供
6. 感染症に関する調査・研究
7. 感染症の病原体（感染症の病原体を確認するための血液、体液および組織等の検体を含む）を収集・検査・保存・管理および薬剤耐性の監視
8. 感染症予防のための専門人員の養成
9. 感染症の管理情報交流等のための国際協力
10. 感染症の治療と予防のための薬品等の備蓄
11. 感染症管理事業の評価
12. 気候変動、少子高齢化等の人口変動要因による感染症発生の調査・研究及び予防

対策の樹立

13. ハンセン病の予防及び診療業務を遂行する法人又は団体に対する支援
 14. 感染症の予防と管理のための情報システムの構築と運用
 15. 海外の新型感染症の国内流入に備えた計画の準備、教育と訓練
 16. 海外の新型感染症発生動向の継続的な把握、リスク評価と管理対象の海外新型感染症の指定
 17. 管理対象である海外新型感染症の病原体等の情報収集、特性解析、研究を通じた予防と対応体系の構築、報告書の発行、及び指針（マニュアルを含む）を告示
- ③国・地方公共団体（教育長を含む）は、感染症の効果的治療と拡散防止のために、疾病情報、発生及び伝播状況を共有し、相互に協力しなければならない。〈新設 2015 7. 6.〉
- ④国及び地方公共団体は、「医療法」に基づく医療機関や医療者団体と感染症の発生監視・予防のために関連する情報を共有しなければならない。〈新設 2015 7. 6.〉
- [施行日：2020. 9. 5]

第5条（医療関係者等の責務と権利）

- ①「医療法」に基づく医療者及び医療機関の長等は、感染症患者の診療に関する情報の提供を受ける権利があり、感染症患者の診断と治療等により生じた被害に対して補償を受けることができる。
 - ②「医療法」に基づく医療者及び医療機関の長等は、感染症患者の診断・管理・治療等に最善を尽くさなければならない。保健福祉部長官又は地方公共団体の長の行政命令に積極的に協力しなければならない。
 - ③「医療法」に基づく医療者及び医療機関の長等は、国と地方公共団体遂行する感染症の発生の監視と予防・管理及び疫学調査業務に積極的に協力しなければならない。
- [全文改正 2015. 7. 6.]

第6条（国民の権利と義務）

- ①国民は、感染症により隔離や治療等を受けた場合、これによる被害について補償を受けることができる。〈改正 2015. 7. 6.〉
- ②国民は、感染症の発生状況、感染症の予防及び管理等に関する情報と対応方法を知る権利があり、国と地方公共団体は、速やかに情報を公開しなければならない。〈改正 2015. 7. 6.〉
- ③国民は、医療機関において本法に基づく感染症に対する診断及び治療を受ける権利があり、国と地方公共団体は、これに所要される費用を負担しなければならない。〈新設 2015. 7. 6.〉
- ④国民は、治療と隔離措置等、国と地方公共団体の感染症の予防と管理のための活動に積極的に協力しなければならない。〈新設 2015 7. 6.〉[題目改正 2015. 7. 6.]

第2章 基本計画及び事業

第7条（感染症の予防及び管理計画の樹立等）

- ①保健福祉部長官は、感染症の予防及び管理に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を5年毎に樹立・施行しなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

②基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。〈改正 2015 7. 6., 2020. 3. 4.〉

1. 感染症の予防・管理の基本的な目標と推進方向
2. 主要感染症の予防・管理に関する事業計画及び推進方法
2. 2. 感染症に備えた医薬品・機器等の備蓄及び管理に関する事項
3. 感染症専門人員の養成方案
3. 2. 「医療法」第 3 条第 2 項各号による医療機関別の感染症危機対応能力の強化方案
4. 感染症の統計情報の管理方法
5. 感染症関連情報の医療機関間の共有方案
6. その他感染症の予防及び管理に必要な事項

③特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）と市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下同じ。）は、基本計画に基づいて実施計画を樹立・施行しなければならない。

④保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、基本計画や第 3 項により施行計画の樹立・施行に必要な資料の提供等を関係行政機関又は団体に要請することができる。〈改正 2010. 1. 18.〉

⑤第 4 項の規定により要請を受けた関係行政機関又は団体は、特別な事由がない限りこれに従わなければならない。〔施行日：2020. 6. 5〕

第 8 条（感染症の管理事業支援機構の運営）

①保健福祉部長官及び市・道知事は、第 7 条に基づく基本計画と実施計画の実施と国際協力等の業務支援のために、民間の専門家で構成された感染症管理事業支援機構を置くことができる。〈改正 2010. 1. 18.〉

②国及び地方公共団体は、感染症の管理事業支援機構の運営等に必要な予算を支援することができる。

③第 1 項及び第 2 項の規定による感染症の管理事業支援機構の設置・運営及び支援等に必要な事項は大統領令で定める。

第 8 条の 2（感染症病院）

①国は、感染症の研究・予防、専門家の養成と教育、患者の診療や治療等のための設備、人員や研究能力を備えた感染症専門病院や感染症研究病院の設立、又は指定して運営する。

②国は、感染症の患者の診療や治療等のために、圏域別に保健福祉部令で定める一定規模以上の病床（音圧病床と分離病床を含む）を備えた感染症専門病院を設立、又は指定して運営する。

③国は、予算の範囲内で、第 1 項及び第 2 項の規定による感染症専門病院や感染症研究病院を設立、又は指定して運営するために必要な予算を支援することができる。

④第 1 項及び第 2 項の規定による感染症専門病院や感染症研究病院を設立、又は指定して運営するために必要な手続き、方法、支援内容等の事項は、大統領令で定める。〔本条新設 2015 12. 29.〕

第 8 条の 3（耐性菌管理対策）

- ①保健福祉部長官は、耐性菌が発生予防と拡散防止等のために、第 9 条に基づく感染症管理委員会の審議を経て、耐性菌の管理対策を 5 年毎に樹立し推進しなければならない。
- ②耐性菌の管理対策には、政策目標と方向、診療環境の改善等、耐性菌の拡散防止のための条件及び監視体制の強化に関する事項、その他耐性菌の管理対策に必要と認められる事項が含まなければならない。
- ③耐性菌管理対策の樹立手続等に関する必要な事項は、大統領令で定める。[本条新設 2016 年 12 2.]

第 8 条の 4（業務の協力）

- ①保健福祉部長官は、耐性菌の管理対策の樹立施行のために関係公務員又は関係専門家の意見聴取、関係機関及び団体等に必要な資料の提出等の協力を要請することができる。
- ②保健福祉部長官は、耐性菌の管理対策の作成のために、関係中央行政機関の長に耐性菌の管理対策の政策目標と方向と関連した資料又は意見の提出等必要な協力を要請することができる。
- ③第 1 項及び第 2 項の規定による協力要請を受けた者は、正当な事由がない限り、これに従わなければならない。[本条新設 2016. 12 2.]

第 8 条の 5（緊急派遣）

- ①疾病管理本部長は、感染症情報の収集・伝播、状況管理、感染症の流入や流行の緊急の場合における初動措置と指揮等の業務を遂行するために、常時、緊急状況室を設置・運営しなければならない。
- ②第 1 項の規定による緊急状況室の設置・運営に必要な事項は、大統領令で定める。
[本条新設 2018. 3. 27.]

第 9 条（感染症管理委員会）

- ①感染症の予防及び管理に関する主要施策を審議するために保健福祉部に感染症管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。〈改正 2010. 1. 18.〉
- ②委員会は、次の各号の事項を審議する。〈改正 2014. 3. 18., 2016. 12. 2., 2019. 12. 3〉
 1. 基本計画の策定
 2. 感染症関連の医療の提供
 3. 感染症に関する調査及び研究
 4. 感染症の予防・管理等に関する知識の普及及び感染症の患者等の人権の増進
 5. 第 20 条に基づく解剖命令に関する事項
 6. 第 32 条第 2 項による予防接種の実施基準と方法に関する事項
 6. 2. 第 33 条の 2 第 1 項に基づく第 24 条の必須の予防接種及び第 25 条の一時的予防接種に使用される医薬品（以下「必須予防接種薬等」という。）の事前備蓄及び長期購入に関する事項

- 6.3. 第 33 条の 2 第 2 項に基づく必須の予防接種薬等の供給の優先順位等の分配基準、その他必要な事項の決定
7. 第 34 条に基づく感染症危機管理対策の樹立及び施行
8. 第 40 条第 1 項及び第 2 項に基づく予防・治療薬や機器等の事前備蓄、長期的な購入と生産に関する事項
- 8.2. 第 40 条の 2 に基づく医薬品供給の優先順位等の分配基準、その他必要な事項の決定
9. 第 71 条に基づく予防接種等による被害の国の補償に関する事項
10. 耐性菌の管理対策に関する事項
11. その他感染症の予防及び管理に関する事項で委員長が委員会の会議に付す事項

第 10 条（委員会の構成）

- ①委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 人を含む 30 人以内の委員で構成する。〈改正 2018. 3. 27.〉
- ②委員長は、疾病管理本部長が務め、副委員長は委員の中から委員長が指名し、委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から、保健福祉部長官が任命、又は委嘱する者とする。この場合、公務員ではない委員が全体委員の過半数になるようにしなければならない。〈改正 2010. 1. 18., 2015. 12. 29., 2018. 3. 27., 2019. 12. 3.〉
 1. 感染症の予防又は管理業務を担当する公務員
 2. 感染症又は感染管理を専攻した医療関係者
 3. 感染症に関連する専門知識を所有した者
 4. 「地方自治法」第 165 条の規定により市・道知事協議体が推薦する者
 5. 「非営利民間団体支援法」第 2 条の規定により非営利民間団体が推薦する者
 6. その他感染症に関する知識と経験が豊富な者
- ③委員会の業務を効率的に実行するために、委員会の委員と外部の専門家で構成する分野別専門委員会を置くことができる。
- ④第 1 項から第 3 項までに規定する事項のほか、委員会や専門委員会の構成・運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。[施行日：2020. 6. 4]

第 3 章 申告および報告

第 11 条（医師等の申告）

- ①医師、歯科医師又は韓方医は、次の各号のいずれかに該当する事実（第 16 条第 6 項の規定により標本監視対象となる第 4 級感染症に起因する場合は除く）があれば、所属医療機関の長に報告しなければならない。当該患者と当該同居者に保健福祉部長官が定める感染防止方法を指導しなければならない。ただし、医療機関に所属していない医師、歯科医師又は韓方医師は、その事実を管轄保健所長に申告しなければならない。〈改正 2010. 1. 18., 2015. 12. 29., 2018. 3. 27., 2020. 3. 4.〉
 1. 感染症患者等を診断、その死体を検案した場合
 2. 予防接種後に異常反応者の診断、その死体を検案した場合
 3. 感染症患者等が第 1 級感染症から第 3 級感染症までに該当する感染症で死亡した場合
 4. 感染症患者として疑われる者が感染症の病原体検査を拒否した場合

②第16条の2により感染症の病原体を確認機関の所属職員は、実験室検査等を通じて保健福祉部令で定める感染症患者等を発見した場合、その事実を当該機関の長に報告しなければならない。〈改正 2015.7.6., 2018.3.27., 2020.3.4.〉

③第1項及び第2項の規定により報告を受けた医療機関の長及び第16条の2による感染症の病原体確認機関の長は、第1級感染症の場合には直ちに、第2級感染症及び第3級感染症の場合には24時間以内に、第4級感染症の場合には7日以内に保健福祉部長官又は管轄保健所長に申告しなければならない。〈新設 2015.7.6., 2018.3.27., 2020.3.4.〉

④陸軍、海軍、空軍、又は国防総省直轄部隊に所属している軍医は、第1項各号のいずれかに該当する事実（第16条第6項の規定により標本監視対象となる第4級感染症に起因する場合を除く）がある場合は、所属部隊長に報告しなければならず、報告を受けた所属部隊長は、第1級感染症の場合には直ちに、第2級感染症及び第3級感染症の場合には、24時間以内に管轄保健所長に申告しなければならない。〈改正 2015.7.6., 2015.12.29., 2018.3.27.〉

⑤第16条第1項の規定により感染症の標本監視機関は、第16条第6項の規定により標本監視対象となる第4級感染症により、第1項第1号又は第3号に該当する事実がある場合、保健福祉部令で定めるところにより保健福祉部長官又は管轄保健所長に申告しなければならない。〈改正 2010.1.18., 2015.7.6., 2015.12.29., 2018.3.27.〉

⑥第1項から第5項までの規定により感染症患者等の診断基準、届出の方法及び手続等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。〈改正 2010.1.18., 2015.7.6.〉[施行日：2020.9.5.]

第12条（その他の届出義務者） ①次の各号のいずれかに該当する者は、第1級感染症から第3級感染症までに該当する感染症の中で、保健福祉部令で定める感染症が発生した場合には、医師、歯科医師又は、韓方医の診断や検案を要求若しくは住所地を管轄する保健所長に申告しなければならない。〈改正 2010.1.18., 2015.7.6., 2018.3.27.〉

1. 一般家庭では、世帯を同じくする世帯主。ただし、世帯主が不在の場合には、その世帯員

2. 学校、病院、官公庁、会社、公演場所、礼拝所、船舶及び航空機及び列車等の輸送手段、各種事務所及び事業所、飲食店、宿泊施設、又はその他、多くの人が集まる場所で、保健福祉部令で定める場所の管理人、経営者又は代表者

②第1項の規定により届出義務者でない場合においても感染症患者等又は感染症による死亡者と疑われる者を発見した場合、保健所長に通知しなければならない。

③第1項の規定による届出の方法と期間及び第2項の規定による通知の方法と手続等に関して必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正 2010.1.18., 2015.7.6.〉

第13条（保健所長等の報告等）

①第11条及び第12条に基づき申告を受けた保健所長は、その内容を管轄特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長に報告しなければならず、報告を受けた特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、これを保健福祉部長官及び市・道知事に各々報告しなければならない。〈改正 2010.1.18.〉

②第1項の規定により報告を受けた保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第11条第1項第4号に該当する者（第1級感染症の患者と疑われる場合に限る）について感染症の病原体検査をさせることができる。〈新設 2020. 3. 4.〉

③第1項の規定により報告の方法及び手続等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。〈改正 2010. 1. 18., 2020. 3. 4.〉 [題名改正 2020. 3. 4.]

第14条（人獣共通感染症の通知）

①「家畜伝染病予防法」第11条第1項第2号により申告を受けた国立家畜防疫機関長、申告対象家畜の所在地を管轄する市長・群守・区庁長、又は市・道・家畜防疫機関の長は、同法に基づき家畜伝染病のうち、次の各号のいずれかに該当する感染症の場合には、直ちに疾病管理本部長に通報しなければならない。〈改正 2019. 12. 3.〉

1. 炭疽
2. 高病原性鳥インフルエンザ
3. 狂犬病
4. その他大統領令で定める人獣共通感染症

②第1項の規定により通知を受けた疾病管理本部長は、感染症の予防及び拡散防止のために、本法に基づき適切な措置を講じなければならない。〈新設 2015. 7. 6.〉

③第1項の規定により申告又は通報を受けた行政機関の長は、申告者の要請がある場合には、通報者の身元を外部に公開してはならない。〈改正 2015. 7. 6.〉

④第1項の規定により通知の方法及び手続等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。〈改正 2010. 1. 18., 2015. 7. 6.〉 [施行日：2020. 6. 4.]

第15条（感染症患者等の把握及び管理）

保健所長は、管轄区域に居住する感染症の患者等について、第11条及び第12条により届出を受けた場合には、保健福祉部令で定めるところにより、記録、その名簿（電子文書を含む）を管理しなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

第4章 感染症の監視と疫学調査等

第16条（感染症標本監視等）

①保健福祉部長官は、感染症の標本監視のために病気の特性と地域を考慮して、「保健医療基本法」による保健医療機関やその他の機関又は団体を感染症標本監視機関として指定することができる。〈改正 2010. 1. 18., 2019. 12. 3.〉

②保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項の規定により指定を受けた感染症の標本監視機関（以下「標本監視機関」という。）の長に感染症の標本監視に関連して、必要な資料の提出を要求、又は感染症の予防・管理に必要な協力を要請することができる。この場合、標本の監視機関は、特別な事由がなければ、これに従わなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

③保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第2項の規定により収集された情報のうち、国民健康に関する重要な情報を関連機関・団体・施設又は国民に提供しなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

- ④保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、標本の監視活動に必要な経費を標本監視機関に支援することができる。〈改正 2010. 1. 18.〉
- ⑤保健福祉部長官は、標本監視機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができる。〈改正 2015. 7. 6., 2019. 12. 3.〉
1. 第 2 項の規定による資料提出要求又は協力要請に従わない場合
 2. 廃業等で感染症の標本監視業務を行うことができない場合
 3. その他の感染症の標本監視業務を怠る等、保健福祉部令で定める場合
- ⑥第 1 項の規定による標本監視の対象となる感染症は、第 4 級感染症とし、標本の監視機関の指定及び指定取消の事由等に関して必要な事項は保健福祉部令で定める。〈新設 2015. 7. 6., 2018. 3. 27.〉
- ⑦疾病管理本部長は、感染症が発生、流行する可能性があり、関連情報を取得する緊急の必要性があると認める場合、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関のうち、大統領令で定める公共機関の長に情報提供を要求することができる。この場合、情報提供を求められた機関の長は、正当な事由がない限りこれに応じなければならない。〈改正 2015. 7. 6.〉
- ⑧第 7 項の規定により提供される情報の内容、手順、および情報の取り扱いに必要な事項は大統領令で定める。〈改正 2015. 7. 6.〉[施行日：2020. 6. 4.]

第 16 条の 2（感染症病原体確認機関）

- ①次の各号の機関（以下「感染症の病原体を確認機関」という。）は、実験室検査等を通じて感染症の病原体を確認することができる。
1. 疾病管理本部
 2. 国立検疫
 3. 「保健環境研究院法」第 2 条の規定による保健環境研究院
 4. 「地域保健法」第 10 条の規定による保健所
 5. 「医療法」第 3 条の規定による医療機関の診断検査医学科専門医が常勤（常勤）機関
 6. 「高等教育法」第 4 条の規定により設立された医科大学の診断検査医学科が開設された医科大学
 7. 「結核予防法」第 21 条の規定により設立された結核協会（結核患者の病原体を確認した場合のみ該当する）
 8. 「民法」第 32 条の規定によりハンセン病患者等の治療・リハビリを支援する目的で設立された機関（ハンセン病患者の病原体を確認した場合のみ該当する）
 9. 人体から採取した検査物の検査を国、地方公共団体、医療機関等から委託を受けて処理する機関の診断検査医学科専門医が常勤する機関
- ②保健福祉部長官は、感染症の病原体を確認の正確性・信頼性を確保するために感染症の病原体を確認機関の実験室検査能力を評価し、管理することができる。
- ③第 2 項の規定による感染症の病原体を確認機関の実験室検査能力の評価と管理に関する方法、手続等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。
- [本条新設 2020. 3. 4.] [施行日：2020. 3. 4.] 第 16 条の 2 第 1 項 [施行日：2020. 9. 5.] 第 16 条の 2

第 17 条（実態調査）

- ①保健福祉部長官及び市・道知事は、感染症の管理と感染の実態と、耐性菌の実態を把握するために実態調査を実施し、その結果を公表しなければならない。〈改正 2010. 1. 18. , 2015. 7. 6. , 2016 年 12 2. , 2020. 3. 4.〉
- ②保健福祉部長官及び市・道知事は、第 1 項の規定による調査のために医療機関等の関係機関・法人及び団体の長に必要な資料の提出又は意見の陳述を求めることができる。この場合、要請を受けた者は、正当な事由がなければ、これに協力しなければならない。〈新設 2020. 3. 4.〉
- ③第 1 項の規定による実態調査に含まれるべき事項と実態調査の時期、方法、手順、及び公表等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。〈改正 2010. 1. 18. , 2020. 3. 4.〉
[施行日：2020. 9. 5]

第 18 条（疫学調査）

- ①疾病管理本部長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症が発生し流行する恐れがある場合、又は感染症是非が明確ではなく発症の原因を調査する必要があると認めた場合は、遅滞なく疫学調査をしなければならず、その結果に関する情報を必要な範囲で、医療機関に提供しなければならない。ただし、地域拡散防止等のために必要な場合、他の医療機関に提供しなければならない。〈改正 2015 7. 6、2019. 12. 3〉
- ②疾病管理本部長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、疫学調査をするために疫学調査班を各々設置しなければならない。
- ③何人も、疾病管理本部長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が実施する疫学調査では、次の各号の行為をしてはならない。〈改正 2015. 7. 6.〉
 1. 正当な事由なく疫学調査を拒否・妨害又は回避する行為
 2. 誤って記述、虚偽の資料を提出する行為
 3. 故意に事実を欠落・隠蔽する行為
- ④第 1 項の規定による疫学調査の内容と時期・方法及び第 2 項の規定による疫学調査班の構成・任務等に関して必要な事項は、大統領令で定める。[施行日：2020. 6. 4.]

第 18 条の 2（疫学調査の依頼）

- ①「医療法」に基づく医療関係者や医療機関の長は、感染症又は未知の原因による病気が発生、又は発生することが懸念されている場合、保健福祉部長官又は市・道知事に第 18 条による疫学調査を実施することを要請することができる。
- ②第 1 項の規定による要請を受けた保健福祉部長官又は市・道知事は、疫学調査の実施状況とその事由等を遅滞なく、当該医療者や医療機関開設者に通知しなければならない。
- ③第 1 項の規定による疫学調査の実施要請及び第 2 項の規定による通知の方法、手続等必要な事項は、保健福祉部令で定める。[本条新設 2015. 7. 6.]

第 18 条の 3（疫学調査人材の養成）

- ①保健福祉部長官は、第 60 条の 2 第 3 項各号に該当する者に対し、定期的に疫学調査に関する教育・訓練を実施することができる。〈改正 2020. 3. 4.〉
- ②第 1 項の規定による教育・訓練課程及びその他必要な事項は、保健福祉部令で定める。

[本条新設 2015. 7. 6.] [施行日 : 2020. 9. 5]

第 18 条の 4 (資料提出要求等)

- ①保健福祉部長官は、第 18 条に基づき疫学調査等を効率的に実施するために、関係中央行政機関の長、大統領令で定める機関・団体等に対し、疫学調査に必要な資料の提出を要求することができる。
- ②保健福祉部長官は、第 18 条に基づき疫学調査を実施する場合は、必要に応じて、関係中央行政機関の長に人材派遣等、必要な支援を要請することができる。
- ③第 1 項の規定による資料提出要求及び第 2 項の規定による支援要請等を受けた者は、特別な事情がなければこれに従わなければならない。
- ④第 1 項の規定による資料提出要求及び第 2 項の規定による支援要請等の範囲と方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。[本条新設 2015. 7. 6.]

第 19 条 (健康診断)

性媒介感染症の予防のために従事者の健康診断が必要な職業であり、保健福祉部令で定める職業に従事している者や、性媒介感染症に感染しその伝染を媒介するかなりの恐れがあると市長・郡守・区庁長が認めた者は、保健福祉部令で定めるところにより性媒介感染症に関する健康診断を受けなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

第 20 条 (解剖命令)

- ①疾病管理本部長は、国民の健康に重大な脅威を及ぼす恐れのある感染症で死亡したと疑われ、死体を解剖せずには感染症の是非の診断と死亡の原因を究明することができないと認めれば当該死体の解剖を命ずることができる。
- ②第 1 項の規定により解剖をするには、事前に「葬儀に関する法律」第 2 条第 16 号に基づく縁故者（同号各目に規定された先順位者がいない場合には、その次の順位者をいう。以下「縁故者」という。）の同意を得なければならない。ただし、所在不明や連絡途絶等、事前に縁故者の同意を取得できない特別な事情があり、解剖が遅れる場合、感染症の予防や国民健康保護の目的達成が困難であると判断された場合には、縁故者の同意を受けずに解剖を命ずることができる。
- ③疾病管理本部長は、感染症専門医、解剖学、病理学、又は法医学を専攻した者を解剖担当医師に指定して解剖をしなければならない。
- ④第 3 項の規定による解剖は死者がかかっている疑いが感染症の種類別に保健福祉部長官が定めて告示した生物学的安全性評価を備えた施設で実施しなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉
- ⑤第 3 項の規定による解剖を担当する医師の指定、感染症の種類別に備えるべき施設の基準、当該死体の管理等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。〈改正 2010. 1. 18.〉

第 20 条の 2 (死体の葬儀方法等)

- ①保健福祉部長官は、感染症の患者等が死亡した場合（死亡後感染症の病原体を保有していたことが確認された者を含む）、感染症の防止と拡散防止等のために必要な範囲で当該死体の葬儀方法等を制限することができる。
- ②保健福祉部長官は、第 1 項の規定による制限をする場合、縁故者に当該措置の必要性和具体的な方法、手続等を予め説明しなければならない。
- ③保健福祉部長官は、火葬施設の設置・管理者第 1 項の規定による措置に協力してくれることを要請することができ、要請を受けた火葬施設の設置・管理者は、これに積極的に協力しなければならない。
- ④第 1 項の規定による制限の対象・方法・手続等、必要な事項は保健福祉部令で定める。
[本条新設 2015. 12. 29.]

第 5 章 高危険度病原体

第 21 条 (高危険度病原体の分離、分譲・移動及び移動申告)

- ①感染症の患者は、食品、動植物、その他の環境等から高危険度病原体を分離した者は、遅滞なく、高危険度病原体の名称、分離された検体名、分離日等を保健福祉部長官に申告しなければならない。〈改正 2010. 1. 18., 2019. 12. 3.〉
- ②高危険度病原体を分譲・移動を受けようとは、事前に高危険度病原体の名称、分譲、移動計画等を保健福祉部長官に申告しなければならない。〈新設 2019. 12. 3.〉
- ③高危険度病原体を移動しようとする者は、事前に高危険度病原体の名称と移動計画等を保健福祉部長官に申告しなければならない。〈新設 2019. 12. 3.〉
- ④保健福祉部長官は、第 1 項から第 3 項までの申告を受けた場合、その内容を検討し、本法に適合すれば申告を受理しなければならない。〈新設 2020. 3. 4.〉
- ⑤保健福祉部長官は、第 1 項の規定により高危険度病原体の分離申告を受けた場合、現場調査を実施することができる。〈新設 2019. 12. 3., 2020. 3. 4.〉
- ⑥高危険度病原体を保有・管理する者は、毎年高いリスク病原体保有状況の記録を作成し、疾病管理本部長に提出しなければならない。〈新設 2018. 3. 27., 2019. 12. 3., 2020. 3. 4.〉
- ⑦第 1 項から第 3 項までに基づき申告及び第 6 項の規定による記録の作成・提出の方法及び手続等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。〈改正 2010. 1. 18., 2018. 3. 27., 2019. 12. 3., 2020. 3. 4.〉 [題名改正 2018. 3. 27., 2019. 12. 3.] [施行日：2020. 6. 4.]

第 22 条 (高危険度病原体の搬入許可等)

- ①感染症の診断と学術研究等を目的として、高危険度病原体を国内に搬入しようとする者は、次の各号の要件を備え保健福祉部長官の許可を受けなければならない。〈改正 2010. 1. 18., 2019. 12. 3.〉
 1. 第 23 条第 1 項の規定による高危険度病原体取扱い施設を設置・運営すること
 2. 高危険度病原体の安全な輸送や緊急時の措置計画を策定すること
 3. 保健福祉部令で定める要件を備えた高危険度病原体の専任管理者を置くこと

②第1項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする者は、保健福祉部長官の許可を受けなければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更しようとする場合には、保健福祉部長官に申告しなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

③第1項の規定により高危険度病原体の搬入許可を受けた者が、当該高危険度病原体を引取り移動するには、大統領令で定めるところにより、その引取り場所を指定して、第21条第1項の規定により移動計画を事前に保健福祉部長官に申告しなければならない。この場合、保健福祉部長官は、その内容を検討し本法に適合すれば申告を受理しなければならない。〈改正 2010. 1. 18., 2020. 3. 4.〉

④第1項から第3項までの規定による許可又は申告の方法と手続等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。〈改正 2010. 1. 18.〉[施行日：2020. 6. 4.]

第23条（高危険度病原体の安全管理等）

①高危険度病原体を検査、保有、管理及び移動を行う者は、その検査、保有、管理及び移動に必要な施設（以下「高危険度病原体の取扱い施設」という。）を設置・運営しなければならない。

②高危険度病原体の取扱い施設を設置・運営する者は、高危険度病原体取扱い施設の安全管理等級別に保健福祉部長官の許可、又は保健福祉部長官に申告しなければならない。

③第2項の規定により許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更するには、変更許可を受けなければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更するには、変更申告をしなければならない。

④第2項の規定により申告した者が申告した事項を変更するには、変更申告をしなければならない。

⑤第2項の規定により許可を受け、又は申告した者は、高危険度病原体の取扱い施設を閉鎖した場合、その内容を保健福祉部長官に申告しなければならない。

⑥保健福祉部長官は、第2項、第4項及び第5項の規定による届出を受けた場合、その内容を検討し、本法に適合すれば申告を受理しなければならない。

⑦第2項の規定により許可を受け、又は申告した者は、高危険度病原体の取扱い施設の安全管理の評価に基づいて、大統領令で定める安全管理の遵守事項を守らなければならない。

⑧保健福祉部長官は、高危険度病原体を検査、保有、管理及び移動する者が第7項の規定による安全管理遵守事項及び第9項の規定による許可及び申告基準の遵守是非を点検することができる。

⑨第1項から第5項までの規定による高危険度病原体の取扱い施設の安全管理評価、設置・運営許可及び届出の基準と手続き、閉鎖申告の基準及び手続等必要な事項は、大統領令で定める。[全文改正 2020. 3. 4.][施行日：2020. 6. 4.]

第23条の2（高危険度病原体の取扱い施設の許可取消し等）

保健福祉部長官は、第23条第2項に基づき高危険度病原体の取扱い施設の設置・運営の許可を受け、又は申告をした者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可を取り消し、又は高危険度病原体の取扱い施設の閉鎖を命じ、又は1年以内の期間を定めて、当該施設の運営を停止するように命じることができる。ただし、第1号に該当する場合に

は、許可を取消し、高危険度病原体の取扱い施設の閉鎖を命じなければならない。〈改正 2020. 3. 4.〉

1. 偽りやその他の不正な方法で許可を受け、又は申告した場合
2. 第 23 条第 3 項又は第 4 項による変更許可を受けず、又は変更申告をせずに許可内容又は申告内容を変更した場合
3. 第 23 条第 7 項による安全管理の遵守事項を守らなかった場合、
4. 第 23 条第 9 項の規定による許可又は申告の基準に達した場合 [本条新設 2017. 12. 12.]

第 23 条の 3 (生物テロ感染症病原体の保有許可等)

- ①感染症の診断と学術研究等を目的として、生物テロ感染症を引き起こす病原体のうち、保健福祉部令で定める病原体（以下、「生物テロ感染症病原体」という。）を保有しようとする者は、事前に保健福祉部長官の許可を受けなければならない。ただし、感染症医師の患者から生物テロ感染症の病原体を分離した後、保持している場合等、大統領令で定めるやむを得ない事情で事前に許可を受けることができない場合には、保有直後に直ちに許可を受けなければならない。
- ②第 22 条第 1 項の規定により国内搬入許可を受けた場合には、第 1 項の規定による許可を受けたものとみなす。
- ③第 1 項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする場合には、保健福祉部長官の変更許可を受けなければならない。ただし、高危険度病原体を取り扱う人の変更等、大統領令で定める軽微な事項を変更しようとする場合には、保健福祉部長官に変更申告をしなければならない。
- ④第 1 項から第 3 項までの規定による許可、変更許可又は変更申告の方法及び手続等に関して必要な事項は保健福祉部令で定める。[本条新設 2019. 12. 3.] [施行日：2020. 6. 4.]

第 23 条の 4 (高危険度病原体の取扱い基準)

- ①高危険度病原体は、次の各号のいずれかに該当する者のみ取り扱うことができる。
 1. 「高等教育法」第 2 条第 4 号の規定による専門大学以上の大学で医療や生物関連分野を専攻して卒業した者又はこれと同等の学力を有する者
 2. 「高等教育法」第 2 条第 4 号の規定による専門大学以上の大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者として、医療やバイオ関連分野以外の分野を専攻して、2 年以上の医療や生物関連分野の経歴がある者
 3. 「初・中等教育法」第 2 条第 3 号の規定による高等学校・高等専門学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者として 4 年以上の医療や生物関連分野の経歴がある者
- ②何人も第 1 項各号のいずれかに該当しない者に高危険度病原体を取り扱わせてはならない。
- ③第 1 項各号の学歴や経歴に関する具体的な事項は、保健福祉部令で定める。
[本条新設 2019. 12. 3.] [施行日：2020. 6. 4.]

第 23 条の 5（高危険度病原体の取扱教育）

- ①高危険度病原体を取り扱う者は、高危険度病原体を安全に取り扱うために、毎年必要な教育を受けなければならない。
- ②保健福祉部長官は、第 1 項の規定による教育を保健福祉部令で定める専門機関又は団体に委託することができる。
- ③第 1 項及び第 2 項の規定による教育と教育の委託等に必要な事項は、保健福祉部令で定める。[本条新設 2019. 12. 3.][施行日：2020. 6. 4.]

第 6 章 予防接種

第 24 条（必須予防接種）

①特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、次の各号の疾病に対して管轄保健所を通じて必須予防接種（以下「必須予防接種」という。）を実施しなければならない。〈改正 2010. 1. 18., 2013. 3. 22., 2014. 3. 18., 2016. 12. 2., 2018. 3. 27.〉

1. ジフテリア
2. ポリオ
3. 百日咳
4. はしか
5. 破傷風
6. 結核
7. B 型肝炎
8. 流行性耳下腺炎
9. 風疹
10. 水痘
11. 日本脳炎
12. B 型インフルエンザ
13. 肺炎球菌
14. インフルエンザ
15. A 型肝炎
16. ヒトパピローマウイルス 感染症

17. その他、保健福祉部長官が感染症の予防のために必要であると認め指定する感染症

②特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 1 項の規定による必要な予防接種業務を大統領令で定めるところにより、管轄区域内にある「医療法」に基づき医療機関に委託することができる。〈改正 2018. 3. 27.〉

③特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、必要な予防接種対象児童の両親に保健福祉部令で定めるところにより、必要な予防接種を事前に知らせなければならない。この場合、「個人情報保護法」第 24 条に基づく固有の識別情報を処理することができる。〈新設 2012 年 5 23.、2018. 3. 27〉[題名改正 2018. 3. 27.]

第 25 条（一時的予防接種）

①特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合、管轄の保健所を通じて一時予防接種（以下「一時的予防接種」という。）をしなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

1. 保健福祉部長官が感染症予防のために特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長に予防接種を実施することを要求された場合
2. 特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長が感染症予防のために予防接種が必要と認める場合

②第 1 項の規定による一時的予防接種業務の委託に関しては第 24 条第 2 項を準用する。

第 26 条（予防接種の発表）

特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、一時的予防接種をする場合には、予防接種の日時及び場所、予防接種の種類、予防接種を受ける人の範囲を定めて、予め公告しなければならない。ただし、第 32 条第 2 項による予防接種の実施基準等が変更になる場合は、その変更を事前に公告しなければならない。

第 26 条の 2（予防接種歴の事前確認）

①保健所長及び第 24 条第 2 項（第 25 条第 2 項において準用する場合を含む）に基づき、予防接種業務を委託された医療機関の長は、予防接種をする前に大統領令で定めるところにより、予防接種を受けようとする者本人、又は法定代理人の同意を得て、その予防接種を受けようとする者の予防接種履歴を確認しなければならない。ただし、予防接種を受けようとする者、又は法定代理人の同意を受けていない場合にはこの限りでない。

②第 1 項本文に基づき予防接種を確認した場合、第 33 条の 4 に基づく予防接種統合管理システムを活用して、その履歴を確認することができる。〈改正 2019. 12. 3.〉 [本条新設 2015. 12. 29.] [施行日：2020. 6. 4.]

第 27 条（予防接種証明書）

①保健福祉部長官、特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、必要な予防接種又は一時的予防接種を受けた人本人、又は法定代理人に保健福祉部令で定めるところにより、予防接種証明書を発行しなければならない。〈改正 2010. 1. 18., 2015. 12. 29., 2018. 3. 27.〉

②特別自治道知事や市長・郡守・区庁長でない者が、本法による予防接種をした場合、保健福祉部長官、特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、保健福祉部令で定めるところにより、当該予防接種をした者に予防接種証明書を発行することができる。〈改正 2010. 1. 18., 2015. 12. 29.〉

③第 1 項及び第 2 項の規定による予防接種証明書は、電子文書を利用して発行することができる。

第 28 条（予防接種の記録の保存及び報告等）

①特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、必要な予防接種と一時予防接種を行う、又は第 2 項の規定により報告を受けた場合には、保健福祉部令で定めるところにより予防接種に関する記録を作成して保管しなければならない。その内容を市・道知事と保健福祉部長官に各々報告しなければならない。〈改正 2010. 1. 18., 2018. 3. 27.〉

②特別自治道知事や市長・郡守・区庁長でない者が本法による予防接種を行う場合には、保健福祉部令で定めるところにより、特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長に報告しなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

第 29 条（予防接種に関する疫学調査）

疾病管理本部長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、次の各号の区分に応じて調査を実施し、予防接種後に異常反応の事例が発生した場合、その原因を明らかにするために第 18 条に基づいて疫学調査をしなければならない。

1. 疾病管理本部長：予防接種の効果や予防接種後に異常反応に関する調査
2. 市・道知事又は市長・郡守・区庁長：予防接種後に異常反応に関する調査

第 30 条（予防接種被害調査班）

①第 71 条第 1 項及び第 2 項に規定された予防接種に起因する疾患及び障がい及び死亡の原因究明や被害補償等を調査して、第 72 条第 1 項に基づく第 3 者の故意又は過失の有無を調査するために疾病管理本部に予防接種被害調査班を置く。

②第 1 項の規定による予防接種被害調査班の設置及び運営等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 31 条（予防接種完了の是非確認）

①特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、小学校と中学校の長に「学校保健法」第 10 条による予防接種の完了是非の検査記録を提出するよう要請することができる。

②特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、「幼児教育法」による幼稚園の章と「乳幼児保育法」による保育所の院長に保健福祉部令で定めるところにより、乳幼児の予防接種の是非を確認するよう要請することができる。〈改正 2010. 1. 18., 2011. 6. 7.〉

③特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 1 項の規定による提出の記録と第 2 項の規定により確認結果を確認し予防接種を行っていない乳幼児、生徒等がいれば、当該乳幼児や生徒等に予防接種をしなければならない。

第 32 条（予防接種の実施昼間と実施基準等）

①保健福祉部長官は、国民の予防接種への関心を高め、感染症の予防接種を有効にするために、予防接種週間を設定することができる。〈改正 2010. 1. 18.〉

②予防接種の実施基準と方法等に関する必要事項は、保健福祉部令で定める。〈改正 2010. 1. 18.〉

第 33 条（予防接種薬の計画生産）

①保健福祉部長官は、予防接種薬の国内供給が不足していると判断される場合等、保健福祉部令で定める場合には、予算の範囲内で感染症の予防接種に必要な量の予防接種薬品を予め計算して「薬事法」第 31 条の規定による医薬品製造業者（以下「医薬品製造業者」

と。)に生産させることができ、予防接種薬を研究する者等を支援することができる。〈改正 2010. 1. 18., 2019. 12. 3.〉

②保健福祉部長官は、保健福祉部令で定めるところにより、第 1 項の規定による予防接種薬の生産にかかる費用の全部又は一部を当該医薬品製造者に事前に支給することができる。

〈改正 2010. 1. 18.〉[施行日：2020. 6. 4]

第 33 条の 2 (必須予防接種薬等の備蓄等)

①保健福祉部長官は、第 24 条による必須予防接種と第 25 条による一時的予防接種が円滑に行われるようにするために、必要な必須の予防接種薬等を委員会の審議を経て、予め確保、又は長期購入するための契約を事前にすることができる。

②保健福祉部長官は、第 1 項の規定により備蓄した必須の予防接種薬等の供給の優先順位等分配基準、その他必要な事項を委員会の審議を経て定めることができる。

[本条新設 2019. 12. 3] 【従来の第 33 条の 2 は、第 33 条の 4 に移動〈2019. 12. 3.〉】

第 33 条の 3 (必須予防接種薬品等の生産計画等の報告)

「薬事法」第 31 条及び同法第 42 条の規定による品目許可を受け、又は届出をした者のうち、必要な予防接種医薬品等を生産・輸入したりしようとする者は、保健福祉部令で定めるところにより、必要な予防接種薬品等の生産・輸入計画(計画の変更を含む)及び実績を保健福祉部長官に報告しなければならない。

[本条新設 2019. 12. 3.] [施行日：2020. 6. 4]

第 33 条の 4 (予防接種統合管理システムの構築・運営等)

①保健福祉部長官は、予防接種業務に必要な各種資料や情報の効率的処理と記録・管理業務の電算化のために、予防接種統合管理システム(以下「統合管理システム」という。)を構築・運営しなければならない。

②保健福祉部長官は、統合管理システムを構築・運営するために、次の各号の資料を収集・管理・保持ことができ、関連機関や団体に必要な資料の提供を要請することができる。この場合、資料提供の要請を受けた機関や団体は、正当な事由がなければ、これに従わなければならない。

1. 予防接種対象者の個人情報(「個人情報保護法」第 24 条の規定による固有の識別情報等、大統領令で定める個人情報を含む)

2. 予防接種を受けた人の名前、接種名、接種日時等の予防接種実施の内訳

3. 予防接種委託医療機関の開設情報、予防接種被害補償の申請内容等、その他の予防接種業務をするうえで必要な資料であり、大統領令で定める資料

③保健所長と第 24 条第 2 項(第 25 条第 2 項に準用する場合を含む)により予防接種業務を委託された医療機関の長は、本法による予防接種をした場合、第 2 項第 2 号の情報を大統領令で定めるところにより、統合管理システムに入力しなければならない。

④保健福祉部長官は、大統領令で定めるところにより、統合管理システムを活用して、予防接種対象児童の両親に子女の予防接種の履歴を提供、又は予防接種証明書発行を支援で

きる。この場合、予防接種内訳の提供又は予防接種証明書発行の適正性を確認するために、法院行政処長に「家族関係の登録等に関する法律」第11条に基づく登録電算情報資料を要求することができ、法院行政処長は、正当な事由がなければ、これに従わなければならない。

⑤統合管理システムは、予防接種業務に関連する次の各号の情報システムと電子的に連携して活用することができる。

1. 「初・中等教育法」第30条の4に基づく教育情報システム
2. 「幼児教育法」第19条の2に基づく幼児教育情報システム
3. 「電子政府法」第9条に基づく統合電子苦情窓口等その他保健福祉部令で定める情報システム

⑥第1項から第5項までの情報の保護及び管理に関する事項は、本法で規定されたものを除いては、「個人情報保護法」の規定に従う。

[本条新設 2015. 12. 29.] 【第33条の2の移動 <2019. 12. 3.>】

第7章 感染伝播の遮断措置

第34条（感染症危機管理対策の樹立・施行）

①保健福祉部長官は、感染症の拡散、又は海外の新型感染症の国内流入に起因する災害状況に対処するために委員会の審議を経て、感染症危機管理対策（以下「感染症危機管理対策」という）を樹立して施行しなければならない。 <改正 2010. 1. 18., 2015. 7. 6.>

②感染症危機管理対策には、次の各号の事項が含まれなければならない。 <改正 2010. 1. 18., 2015. 7. 6.>

1. 災害状況発生及び海外の新型感染症の流入への対応体系及び機関別の役割
2. 災害及び危機的状況の判断、危機警報の決定及び管理体系
3. 感染症危機時に動員しなければならない医療者等の専門人員、施設、医療機関の名簿
4. 医療用品の備蓄方案と調達方案
5. 災害及び危機的状況別の国民行動要領、動員対象人員、施設、機関に対する教育及び図上訓練等、実際状況への対応訓練
6. その他、災害状況及び危機的状況を克服のために必要であると保健福祉部長官が認める事項

③保健福祉部長官は、感染症危機管理対策に伴う定期的な訓練を実施しなければならない。 <新設 2015. 7. 6.>

④感染症危機管理対策の樹立及び施行等に必要事項は、大統領令で定める。 <改正 2015. 7. 6.>

第34条の2（感染症危機時の情報公開）

①保健福祉部長官は、国民健康に危害となる感染症の拡散で「災害及び安全管理基本法」第38条第2項による注意以上の危機警報が発令されると、感染症患者の移動経路、移動手段、診療医療機関及び接触者の現況等、国民が感染症予防のために知っておくべき情報を情報通信網の掲載、又は報道資料配布等の方法で迅速に公開しなければならない。 <改正 2020. 3. 4.>

②何人も第1項の規定により公開された事項が次の各号のいずれかに該当する場合には、保健福祉部長官に書面、若しくは言葉、又は情報通信網を利用して、異議申立をすることができる。〈新設 2020. 3. 4.〉

1. 公開された事項が事実と異なる場合
2. 公開された事項についての意見がある場合

③保健福祉部長官は、第2項の規定により申請した異議が相当な理由があると認める場合には、公開された情報の訂正等、必要な措置を講じなければならない。〈新設 2020. 3. 4.〉

④第1項及び第2項の規定による情報公開と異議申立の範囲、手順及び方法等に関して必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正 2020. 3. 4.〉

[本条新設 2015. 7. 6.]

第35条（市・道別感染症危機管理対策の樹立等）

①保健福祉部長官は、第34条第1項に基づき策定した感染症危機管理対策を市・道知事に通知しなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

②市・道知事は、第1項の規定により通知された感染症危機管理対策に基づき特別市、広域市・道及び特別自治道（以下「市・道」という。）別感染症危機管理対策を樹立して施行しなければならない。

第35条の2（災害時の医療者に対する偽りの陳述等の禁止）

何人も感染症に関して「災難及び安全管理法」第38条第2項による注意以上の予報、又は警報が発令された後には、医療者に対する医療機関来院の履歴及び診療履歴等、感染の是非確認に必要な事実に関して偽りの陳述、偽の資料を提出、又は故意的に事実を欠落・隠蔽してはならない。〈改正 2017. 12. 12.〉

[本条新設 2015. 7. 6.]

第36条（感染症管理機関の指定等）

①保健福祉部長官又は市・道知事は、保健福祉部令で定めるところにより「医療法」第3条の規定による医療機関を感染症管理機関として指定しなければならない。〈新設 2020. 3. 4.〉

②市長・郡守・区庁長は、保健福祉部令で定めるところにより「医療法」による医療機関を感染症の管理機関として指定することができる。〈改正 2010. 1. 18., 2020. 3. 4.〉

③第1項及び第2項の規定により指定を受けた医療機関（以下「感染症管理機関」という。）の長は、感染症を予防し、感染症の患者等を診療する施設（以下「感染症管理施設」という。）を設置しなければならない。この場合、保健福祉部令で定める一定規模以上の感染症管理機関は、感染症の伝播を防ぐために前室と陰圧施設等を備えた1人部屋を保健福祉部令で定める基準に基づいて設置しなければならない。〈改正 2010. 1. 18., 2015. 12. 29., 2020. 3. 4.〉

④保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症管理施設の設置及び運営にかかる費用を感染症管理機関に支援しなければならない。〈改正 2020. 3. 4.〉

⑤感染症管理機関ではない医療機関が感染症管理施設を設置・運営する場合には、保健福祉部令で定めるところにより特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長に申告しなければな

らない。この場合、特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、その内容を検討し本法に適合すれば申告を受理しなければならない。〈改正 2010. 1. 18., 2020. 3. 4.〉

⑥保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症の発生等の緊急事態の発生時に、感染症管理機関に診療開始等の必要な事項を指示することができる。〈新設 2015 7. 6., 2020. 3. 4.〉

[施行日：2020. 9. 5.]

第 37 条（感染症危機時の感染症管理機関の設置等）

①保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症の患者が大量に発生する場合、又は第 36 条により指定された感染症管理機関のみでは感染症の患者等を全部収容しきれない場合には、次の各号の措置をとることができる。〈改正 2010. 1. 18.〉

1. 第 36 条に基づき指定された感染症管理機関ではない医療機関を一定期間の間、感染症管理機関に指定

2. 隔離所・療養所、又は診療所の設置・運営

②第 1 項第 1 号の規定により指定された感染症管理機関の長は、保健福祉部令で定めるところにより感染症管理施設を設置しなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

③保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 2 項の規定による施設を設置及び運営にかかる費用を感染症管理機関に支援しなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

④第 1 項第 1 号の規定により指定された感染症管理機関の長は、正当な事由なく第 2 項の命令を拒否することができない。

⑤保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症の発生等の緊急事態の発生時に感染症の管理機関に診療開始等、必要な事項を指示することができる。〈新設 2015. 7. 6., 2018. 3. 27.〉

第 38 条（感染症患者等の入所拒否禁止）

感染症の管理機関は、正当な事由なく感染症患者等の入所を拒否することができない。

第 39 条（感染症管理施設等の設置及び管理方法）

感染症管理施設及び第 37 条による隔離所・療養所又は診療所の設置及び管理方法等に関して必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正 2010. 1. 18.〉

第 39 条の 2（感染症の管理施設の評価）

保健福祉部長官、市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、感染症管理施設を定期的に評価し、その結果を施設の監督・支援等に反映することができる。この場合、評価方法、手続、時期及び監督・支援の内容等は保健福祉部令で定める。

[本条新設 2015 12. 29.]

第 39 条の 3（接触者の隔離施設指定）

①市・道知事は、感染症発生又は流行時、感染症患者等の接触者を隔離するための施設（以下「接触者隔離施設」という）を指定しなければならない。ただし、「医療法」第 3 条に基づく医療機関は、接触者隔離施設に指定することができない。

②保健福祉部長官又は市・道知事は、感染症の患者等の接触者が大量に発生した場合や、第1項の規定により指定された接触者隔離施設のみでは接触者をすべて収容することが困難な場合には、第1項の規定により接触者隔離施設に指定されていない施設を一定期間の間、接触者隔離施設として指定することができる。

③第1項及び第2項の規定による接触者の隔離施設の指定及び管理方法等に必要な事項は保健福祉部令で定める。

[本条新設 2018. 3. 27.]

第40条（生物テロ感染症等に備えた医薬品及び装備の備蓄）

①保健福祉部長官は、生物テロ感染症及びその他の感染症の大流行に関する懸念がある場合、委員会の審議を経て予防・治療医薬品及び装備等の項目を定めて、予め備蓄、長期購入のための契約を事前に行うことができる。〈改正 2010. 1. 18.〉

②保健福祉部長官は、「薬事法」第31条第2項にもかかわらず、生物テロ感染症及びその他の感染症の大流行の懸念がある場合、予防・治療医薬品を定めて、医薬品製造業者に生産させることができる。〈改正 2010. 1. 18., 2019. 12. 3.〉

③保健福祉部長官は、第2項の規定による予防・治療医薬品の効果と異常反応に関して調査し、異常反応の事例が発生した場合、第18条の規定により疫学調査をしなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

[施行日：2020. 6. 4.]

第40条の2（感染症に備えた医薬品供給の優先順位等の分配基準）

保健福祉部長官は、生物テロ感染症及びその他の感染症の大流行に備えて、第40条第1項及び第2項に基づき備蓄、生産した医薬品供給の優先順位等の分配基準、その他必要な事項を委員会の審議を経て定めることができる。

[本条新設 2014. 3. 18.]

第40条の3（輸出禁止等）

①保健福祉部長官は、第1級感染症の流行でその予防・防疫及び治療に必要な医薬部外品（医薬部外品）、医薬品等、保健福祉部令で定める物品（以下「医薬部外品等」という。）の急激な価格上昇又は供給不足より国民健康を著しく阻害する恐れがある場合は、当該医薬部外品等の輸出もしくは海外搬出を禁止することができる。

②保健福祉部長官は、第1項の規定による禁止をするには、予め関係中央行政機関の長と協議しなければならない。禁止期間を予め定めて公表しなければならない。

[本条新設 2020. 3. 4.]

第41条（感染症患者等の管理）

①感染症のうち、特に伝播の危険が高い感染症として、第1級感染症及び保健福祉部長官が告示した感染症に罹患した感染症患者等は、感染症管理機関で入院治療を受けなければならない。〈改正 2010. 1. 18., 2018. 3. 27.〉

②保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症管理機関の病床が飽和状態に達し感染症患者等を収容することが困難場合には、感染症管理機関ではない他の医療機関で入院治療させることができる。〈改正 2010. 1. 18.〉

③保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、次の各号のいずれかに該当する者に自宅、又は感染症管理施設で治療させることができる。〈改正 2010. 1. 18.〉

1. 第 1 項及び第 2 項の規定による入院治療対象者ではない者
2. 感染症患者等と接触して感染症に罹患、又は伝播される恐れのある者

④第 1 項から第 3 項までの規定による自宅療養の方法及び手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 41 条の 2（事業主の協力義務）

①事業主は、労働者が本法に基づき入院又は隔離される場合、「勤労基準法」第 60 条のほか、当該入院又は隔離期間中に有給休暇を与えることができる。この場合、事業主が国から有給休暇のための費用の支援を受けた場合には有給休暇を与えなければならない。

②事業主は、第 1 項の規定による有給休暇を理由に解雇やその他の不利な処遇をしてはならず、有給休暇期間にはその労働者を解雇していない。ただし、事業を継続することができない場合にはこの限りでない。

③国は、第 1 項の規定による有給休暇のための費用を支援することができる。

④第 3 項の規定による費用の支援範囲および適用・支援手続等必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2015 12. 29.]

第 42 条（感染症に関する強制処分）

①保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、当該公務員、次の各号のいずれかに該当する感染症患者等がいると認められる居住施設、船舶・航空機・列車等の輸送手段又はその他の場所に立入し必要な調査や診察を行えるようにすることができ、その診察の結果、感染症患者等として認められる際には同行して治療させるか、又は入院させることができる。〈改正 2010. 1. 18., 2018. 3. 27.〉

1. 第 1 級感染症
2. 第 2 級感染症のうち、結核、麻疹、コレラ、腸チフス、パラチフス、細菌性赤痢、腸出血性大腸菌感染症、A 型肝炎、髄膜炎菌感染症、ポリオ、猩紅熱、又は保健福祉部長官が定める感染症
3. 削除 〈2018. 3. 27.〉
4. 第 3 級感染症のうち、保健福祉部長官が定める感染症
5. 世界保健機関における監視対象感染症
6. 削除 〈2018. 3. 27.〉

②保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 1 級感染症が発生した場合、当該公務員により感染者に次の各号のいずれかに該当する措置を講じさせることができる。この場合、当該公務員は感染症症状の有無を確認するために必要な調査や診察をすることができる。〈新設 2020. 3. 4.〉

1. 自宅又は施設に隔離

2. 有線・無線通信、情報通信技術を活用した機器等を利用した感染症の症状の有無を確認

③保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第2項の規定による調査や診察の結果、感染症患者等に認定された者に対しては、当該公務員と同行して治療、又は入院させることができる。〈新設 2020. 3. 4.〉

④保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項及び第2項の規定による調査・診察や第13条第2項に基づく検査を拒否する者（以下この条において「調査拒否者」という。）に対しては、当該公務員が感染症管理機関に同行して、必要な調査を受けさせるか、又は診察を受けさせなければならない。〈改正 2015. 12. 29., 2020. 3. 4.〉

⑤第1項から第4項までに基づき調査・診察・隔離・治療又は入院措置を講じ、同行する公務員は、その権限を証明する証票を所持し、これを関係者に示さなければならない。〈新設 2015. 12. 29., 2020. 3. 4.〉

⑥保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第2項から第4項まで及び第7項の規定による調査・診察・隔離・治療又は入院措置のために必要な場合には、管轄警察署長に協力を要請することができる。この場合、要請を受けた管轄警察署長は、正当な事由がなければ、これに従わなければならない。〈新設 2015. 12. 29., 2020. 3. 4.〉

⑦保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、調査拒否者を自宅又は感染症管理施設に隔離することができ、第4項の規定による調査・診察の結果、感染症患者等に認められる際は、感染症管理施設で治療を受けさせるか、もしくは入院させなければならない。〈新設 2015. 12. 29., 2020. 3. 4.〉

⑧保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症の疑いのある者又は調査拒否者が感染症患者等ではないことが認められる場合には、第2項又は第7項の規定による隔離措置を直ちに解除しなければならない。〈新設 2015. 12. 29., 2020. 3. 4.〉

⑨保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第7項の規定により調査拒否者を治療及び入院させた場合、その事実を調査拒否者の保護者に通知しなければならない。この場合、通知の方法、手続等に関して必要な事項は、第43条を準用する。〈新設 2015. 12. 29., 2020. 3. 4.〉

⑩第8項にかかわらず、正当な事由なしに隔離措置が解除されない場合、感染者と調査拒否者は救済の請求をすることができ、その手続及び方法等については、「人身保護法」を準用する。この場合、「感染者と調査拒否者」は「被収容者」、隔離措置を命じた「保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長」は「収容者」と見なす（ただし、「人身保護法」第6条第1項第3号は、適用を除く）。〈新設 2015. 12. 29., 2020. 3. 4.〉

⑪第1項から第4項まで及び第7項の規定により調査・診察・隔離・治療を行う機関の指定基準、第2項の規定による感染者のために隔離や症状かどうかの確認方法等必要な事項は、大統領令で定める。〈新設 2015. 12. 29., 2020. 3. 4.〉

第43条（感染症患者等の入院通知）

①保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症患者等が第41条に基づく入院治療が必要な場合には、その事実を入院治療対象者と当該保護者に通知しなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

②第1項の規定による通知の方法、手続等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。〈改正 2010. 1. 18.〉

第 43 条の 2（隔離者に対する隔離の通知）

①保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 42 条第 2 項・第 3 項及び第 7 項、第 47 条第 3 号又は第 49 条第 1 項第 14 号の規定による入院又は隔離措置をとる際には、その事実を入院又は隔離対象者と当該保護者に通知しなければならない。

②第 1 項の規定による通知の方法・手続等に関して必要な事項は保健福祉部令で定める。
[本条新設 2020. 3. 4.] [施行日：2020. 9. 5.]

第 44 条（収監中の患者の管理）

刑務所長は、受刑者で感染症に罹患した者に感染症の伝播を遮断するための措置と適切な医療を提供しなければならない。

第 45 条（業務従事の一時的制限）

①感染症患者等は、保健福祉部令で定めるところにより業務の性質上、一般人と接触することが多い職業に従事することができず、何人も感染症患者等をそのような職業に雇用することができない。〈改正 2010. 1. 18.〉

②第 19 条に基づく性媒介感染症に関する健康診断を受けなければならない者が健康診断を受けないときは、同条に基づく職業に従事することができないので、その営業を営む者は、健康診断を受けない者は、営業に従事させてはならない。

第 46 条（健康診断や予防接種等の措置）

保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、保健福祉部令で定めるところにより次の各号のいずれかに該当する者に健康診断を受けさせるか、又は感染症の予防に必要な予防接種を受けさせる等の措置を講じることができる。〈改正 2010. 1. 18., 2015.

7. 6.〉

1. 感染症患者等の家族又は当該同居者
2. 感染症の発生地域に居住する者又は当該地域に出入りする者として感染症に罹患したと疑われる者
3. 感染症患者等と接触して感染症に罹患したと疑われる者

第 47 条（感染症の流行の防疫措置）

保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症が流行する場合、感染症伝播を防ぐために、次の各号に該当するすべての措置をとるか、又はそれに必要な一部の措置を講じなければする。〈改正 2015. 7. 6., 2020. 3. 4.〉

1. 感染症患者等がいる場所、又は感染症の病原体に汚染されたと認められる場所については次の各目の措置
 - イ) 一時閉鎖
 - ロ) 一般公衆の立ち入り禁止
 - ハ) 当該場所内の移動制限

二) その他、通行遮断のために必要な措置

2. 医療機関に対する業務停止
3. 感染症の疑いのある者を適切な場所に一定の間、入院又は隔離させること
4. 感染症の病原体に汚染若しくは汚染された疑いのある物を、使用・受付・移動、若しくは捨てる行為、又は当該物の洗浄を禁止、若しくは焼却、廃棄処分すること
5. 感染症の病原体に汚染された場所の消毒、又はその他必要な措置を命じること
6. 一定の場所で洗濯することを阻止、又は汚物を一定の場所で処理するように命じること

第 48 条（汚染場所等の消毒措置）

①陸軍・海軍・空軍の所属部隊の長、国防部直轄部隊の長及び第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当する者は、感染症患者等が発生した場所や感染症の病原体に汚染された疑いのある場所について、医師、韓方医、又は関係公務員の指示に従い消毒やその他必要な措置を講じなければならない。

②第 1 項の規定による消毒等の措置に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。〈改正 2010. 1. 18.〉

第 8 章 予防措置

第 49 条（感染症の予防措置）

①保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症を予防するために、次の各号に該当する全措置、又はそれに必要な一部の措置を講じなければならない。〈改正 2015. 7. 6., 2015. 12. 29., 2020. 3. 4.〉

1. 管轄地域の交通の全部又は一部を遮断すること
2. 興行、集会、祭礼、又はその他、多数の者による集合を制限又は禁止すること
3. 健康診断、死体検案、又は解剖を実施すること
4. 感染症伝播の危険性がある飲食物の販売・受領を禁止、又は当該飲食物の廃棄やその他必要な処分を命じること
5. 人獣共通感染症の予防のために殺処分に参加した者、又は人獣共通感染症が表れた者等に対する予防措置を命じること
6. 感染症伝播の媒介となる物の所持・移動を制限・禁止、当該物に対して廃棄、焼却、又はその他、必要な処分を命じること
7. 船舶・航空機・列車等、輸送手段、事業所、又はその他、多くの者が集まる場所に医師を配置、感染症予防に必要な施設の設置を命じること
8. 公衆衛生に関係のある施設、若しくは場所の消毒やその他必要な措置を命じ、又は上水道・下水道・井戸・ゴミ捨て場・化粧室の新設・改造・変更・廃止若しくは使用を禁止すること
9. ネスミ、衛生害虫、若しくはその他の感染症媒介動物の駆除、又は駆除施設の設置を命じること
10. 一定の場所で漁労・水泳、又は一定の井戸の使用を制限又は禁止すること
11. 感染症媒介の中間宿主となる動物類の捕獲や生殖を禁止すること

12. 感染症の流行期間中、医療者・医療業者及びその他必要な医療関係要員を動員すること
 13. 感染症病原体に汚染された建物に対する消毒やその他、必要な措置を命じること
 14. 感染症の疑いのある者を適切な場所に一定の期間入院又は隔離させること
- ②市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項第8号及び第10号に基づき飲料水を使用できないようにするには、その使用を禁止期間中に別途で飲料水を供給しなければならず、第1項第1号、第2号及び第6号、第8号、第10号及び第11号による措置をとるには、その事実を住民に事前に通知しなければならない。

第49条の2（感染脆弱階層の保護措置）

- ①保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、呼吸器と関連する感染症から社会福祉施設を利用する児童、高齢者等（以下「感染脆弱階層」という）を保護するために、「災害と安全管理基本法」第38条第2項の規定による注意以上の危機警報が発令された場合、感染脆弱階層にマスク支給等、必要な措置を講じることができる。
- ②第1項の規定による感染症の種類、感染脆弱階層の範囲と支払い手続等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。

[本条新設 2020.3.4.]

[施行日:2020.6.5.]第49条の2

第50条（その他の感染症の予防措置）

- ①陸軍・海軍・空軍所属部隊の長、国防部直轄部隊の長及び第12条第1項第2号に該当する者は、感染症患者等が発生し、又は発生する恐れがある場合、消毒やその他必要な措置を講じなければならない。特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長と協議して感染症の予防に必要な追加措置をとらなければならない。〈改正 2015.7.6.〉
- ②教育部長官又は教育監は、感染症の発生等を理由に「学校保健法」第2条第2号の学校に対して「初・中等教育法」第64条に基づく休業若しくは休校を命じるか、又は「幼児教育法」第31条による休業若しくは休園を命じる場合、保健福祉部長官と協議しなければならない。〈新設 2015.7.6.〉

第51条（消毒の義務）

- ①特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症を予防するために清掃や消毒を実施、ネズミ、衛生害虫等の駆除措置（以下「消毒」という。）をしなければならない。この場合、消毒は人の健康や自然に有害な影響を最小限とし、安全に実施しなければならない。〈改正 2010.1.18., 2020.3.4.〉
- ②第1項の規定による消毒の基準と方法は保健福祉部令で定める。〈新設 2020.3.4.〉
- ③共同住宅、宿泊施設等、多くの人が居住、又は利用する施設のうち、大統領令で定める施設を管理・運営する者は、保健福祉部令で定めるところにより感染症の予防に必要な消毒をしなければならない。〈改正 2010.1.18., 2020.3.4.〉
- ④第3項の規定により消毒をしなければならない施設の管理・運営者は、第52条第1項の規定により消毒アップの申告をした者に消毒させなければならない。ただし、「共同住宅管理法」第2条第1項第15号の規定による住宅管理業者が第52条第1項の規定による消

毒装置を備えたときには、彼が管理する共同住宅は、直接消毒することができる。〈改正 2015. 8. 11、2020. 3. 4〉

[施行日：2020. 6. 5]第 51 条

第 52 条（消毒業の届出等）

①消毒を業とする者（第 51 条第 4 項ただし書による住宅管理業者は除く）は、保健福祉部令で定める施設・設備及び人員を備え、特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長に申告しなければならない。申告した事項を変更しようとする場合もまた同じである。〈改正 2010. 1. 18.、2020. 3. 4.〉

②特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 1 項の規定による届出を受けた場合、その内容を検討し、この法律に適合すると申告を受理しなければならない。〈新設 2020. 3. 4〉

③特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 1 項の規定により消毒業の申告をした者（以下「消毒業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合、消毒業の申告が取り消されたものとみなす。〈改正 2017. 12. 12.、2018. 12. 31.、2020. 3. 4.〉

1. 「付加価値税法」第 8 条第 7 項の規定により管轄税務署長に廃業申告をした場合
2. 「付加価値税法」第 8 条第 8 項の規定により管轄税務署長が事業者登録を抹消した場合
3. 第 53 条第 1 項の規定による休業や廃業申告をせず、消毒業に必要な施設等がなくなった状態で 6 ヶ月以上継続した場合

④特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 3 項の規定による消毒業の申告が取り消されたものと見なすために必要な場合、管轄税務署長に消毒業者の廃業の是非についての情報提供を要請することができる。この場合、要請を受けた管轄税務署長「電子政府法」第 36 条第 1 項の規定により消毒業者の廃業の是非についての情報を提供しなければならない。〈新設 2017. 12. 12.、2020. 3. 4.〉

[施行日：2020. 6. 5.]

第 53 条（消毒業の休業等の届出）

①消毒業者が当該営業を 30 日以上の上の休業、廃業する場合には、保健福祉部令で定めるところにより、特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長に申告しなければならない。〈改正 2010. 1. 18.、2020. 3. 4.〉

②消毒業者が休業した後、再開業をするには、保健福祉部令で定めるところにより、特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長に申告しなければならない。この場合、特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、その内容を検討し、本法に適合すれば申告を受理しなければならない。〈新設 2020. 3. 4.〉

第 54 条（消毒の実施等）

①消毒業者は、保健福祉部令で定める基準と方法に基づいて消毒しなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

②消毒業者が消毒した際には、保健福祉部令で定めるところにより、当該消毒に関する事項を記録・保存しなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

第 55 条（消毒業者等に対する教育）

- ①消毒業者（法人である場合には、その代表者をいう。以下本条において同じ。）は、消毒に関する教育を受けなければならない。
- ②消毒業者は、消毒業務従事者に消毒に関する教育を受けなければならない。
- ③第 1 項及び第 2 項の規定による教育の内容と方法、教育時間、教育費の負担等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。〈改正 2010. 1. 18.〉

第 56 条（消毒業務の代行）

特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 47 条第 5 号、第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項第 8 号・第 9 号・第 13 号、第 50 条及び第 51 条第 1 項・第 3 項に基づいて消毒を実施しなければならない場合には、当該消毒業務を消毒業者が代行させることができる。
〈改正 2015. 7. 6., 2020. 3. 4.〉 [施行日：2020. 6. 5]

第 57 条（書類の提出及び検査等）

- ①特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、所属公務員消毒業者に消毒の実施に関する関係書類の提出を要求、又は検査若しくは質問をさせることができる。
- ②第 1 項の規定により書類の提出を要求、検査又は質問をしようとする所属公務員は、その権限を表示する証票を所持し、これを関係者に示さなければならない。

第 58 条（是正命令）

特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、消毒業者が次の各号のいずれかに該当する場合、1 ヶ月以上の期間を定め、その違反を是正するように命じなければならない。

1. 第 52 条第 1 項に基づく施設・設備及び人員基準を満たさなかった場合
2. 第 55 条第 1 項に基づく教育を受けず、又は消毒業務従事者に同条第 2 項の規定による教育を受けていない場合

第 59 条（営業停止等）

①特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、消毒業者が次の各号のいずれかに該当する場合、営業所の閉鎖を命じ、又は 6 月以内の期間を定めて営業の停止を命じることができる。ただし、第 5 号に該当する場合には、営業所の閉鎖を命じなければならない。〈改正 2020. 3. 4.〉

1. 第 52 条第 1 項後段による変更の届出をせず、又は第 53 条第 1 項及び第 2 項による休業、廃業又は再開業申告をしなかった場合
2. 第 54 条第 1 項による消毒の基準と方法に従わず消毒を実施、又は同条第 2 項に違反して消毒実施事項を記録・保存していない場合
3. 第 57 条に基づく関係書類の提出要求に従わず、又は所属公務員の検査及び質問を拒否及び妨害又は忌避した場合
4. 第 58 条に基づく是正命令に従わない場合
5. 営業停止期間中に消毒業を行った場合

②特別自治道知事、市長・郡守・区庁長は、第1項の規定による営業所の閉鎖命令を受けながらも継続して営業を行い、又は第52条第1項に基づく届出をせずに消毒業を行っている場合には、関係公務員に該当営業所を閉鎖するための、次の各号の措置を講じさせることができる。

1. 当該営業所の看板やその他の営業標識等の除去・削除
2. 当該営業所が適法営業所ではないことを知らせる掲示物等の付着

③第1項の規定による行政処分の基準は、その違反行為の種類と違反程度等を考慮して、保健福祉部令で定める。〈改正 2010. 1. 18.〉

第9章 防疫官、疫学調査官、検疫委員及び予防委員等 〈改正 2015. 7. 6.〉

第60条（防疫官）

①保健福祉部長官及び市・道知事は、感染症の予防及び防疫に関する業務を担当する防疫官を所属公務員の中から任命する。ただし、感染症の予防及び防疫に関する業務を処理するために必要な場合には、市長・郡守・区庁長が防疫官を所属公務員の中から任命することができる。〈改正 2020. 3. 4〉

②防疫官は、第4条第2項第1号から第7号までの業務を担当する。ただし、保健福祉部所属防疫官は、同項第8号の業務も担当する。

③防疫官は、感染症の国内流入又は流行が予想され、緊急対処が必要な場合、第4条第2項第1号及び第2号に基づく業務を遂行するために通行の制限及び住民の避難、感染症の媒介となる食物・物等の廃棄・焼却、医療者等、感染症の管理人員に対する任務の付与及び防疫物資の配置等、感染症の発生地域の現場に対する措置権限を有する。

④感染症の発生地域を管轄する「警察法」第2条による警察官署と「消防基本法」第3条に基づく消防士での長、「地域保健法」第10条に基づく保健所の長等、関係公務員及び当該地域内の法人・団体及び個人は、正当な事由がなければ、第3項の規定による防疫官の措置に協力しなければならない。

⑤第1項から第4項までの規定した事項のほか、防疫官の資格及び職務及び措置の権限の範囲等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[全文改正 2015. 7. 6.]

第60条の2（疫学調査官）

①感染症疫学調査に関する事務を処理するために、保健福祉部所属公務員で100人以上、市・道所属公務員で各々2人以上の疫学調査官を置かなければならない。この場合、市・道疫学調査官1人以上は、「医療法」第2条第1項の規定による医療者のうち、医師を任命しなければならない。〈改正 2018. 3. 27., 2020. 3. 4.〉

②市長・郡守・区庁長は、疫学調査に関する事務を処理するために必要な場合、所属公務員に疫学調査官を置くことができる。ただし、人口数等を考慮して、保健福祉部令で定める基準を満たしている市・郡・区の長は、所属公務員に1人以上の疫学調査官をおかなければならない。〈新設 2020. 3. 4〉

③疫学調査官は、次の各号のいずれかに該当する者で、第18条の3に基づく疫学調査教育・訓練課程を履修した者の中から任命する。〈改正 2020. 3. 4.〉

1. 防疫、疫学調査、又は予防接種業務を担当する公務員

2. 「医療法」第2条第1項の規定による医療者

3. その他、「薬事法」第2条第2号の規定による薬剤師、「獣医者法」第2条第1号の規定による獣医者等、感染症・疫学関連分野の専門家

④疫学調査官は感染症の拡散が予想される緊急事態において直ちに措置を講じなければ、感染症が広がり公衆衛生に深刻な危害を及ぼすことが懸念されている場合、一時的に第47条第1号各目の措置をとることができる。〈改正 2020. 3. 4.〉

⑤「警察法」第2条の規定による警察官署と「消防基本法」第3条の規定による消防官署の長、「地域保健法」第10条の規定による保健所の長等、関係公務員は正当な事由がなければ、第4項の規定による疫学調査官の措置に協力しなければならない。〈改正 2020. 3. 4.〉

⑥疫学調査官は、第4項の規定による措置をとった場合は、直ちに保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に報告しなければならない。〈改正 2020. 3. 4.〉

⑦保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第3項により任命された疫学調査官に予算の範囲内で職務遂行に必要な費用等を支援することができる。〈改正 2020. 3. 4.〉

⑧第1項から第7項までに規定する事項のほか、疫学調査官の資格・職務・権限・費用支援等に関して必要な事項は、大統領令で定める。〈改正 2020. 3. 4.〉

[本条新設 2015 7. 6.] [施行日：2020. 9. 5]

第60条の3（一時的従事命令）

①保健福祉部長官又は市・道知事は、感染症の流入、流行の懸念、又は既に発生した場合、期間を定めて、「医療法」第2条第1項の医療関係者に第36条及び第37条の規定により感染症の管理機関として指定された医療機関又は第8条の2に基づいて設立、指定した感染症の専門病院、又は感染症研究病院で防疫業務に従事するように命じることができる。

②保健福祉部長官は、感染症が流入された場合、又は流行する緊急な場合、第60条の2第3項第2号又は第3号に該当する者を、期間を定め防疫官に任命し、防疫業務を遂行させることができる。〈改正 2020. 3. 4.〉

③保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症の流入、又は流行により疫学調査人員が不足する場合、第60条の2第3項第2号又は第3号に該当する者を、期間を定め疫学調査官に任命し、疫学調査に関する職務を遂行させることができる。〈改正 2020. 3. 4.〉

④第2項又は第3項の規定により保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が任命した防疫、又は疫学調査官は「国家公務員法」第26条の5による任期制職員として任用されたものとみなす。〈改正 2020. 3. 4.〉

⑤第1項の規定による従事命令及び第2項・第3項の規定による指名の期間・手続等必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2015. 12. 29.] [施行日：2020. 9. 5.]

第 61 条（検疫委員）

- ①市・道知事は、感染症を予防するために必要な場合、検疫委員を置き、検疫に関する事務を担当させ、特に必要であれば運送手段等を検疫にすることができる。
- ②検疫委員は、第 1 項の規定による事務や検疫を遂行するために輸送手段等無償で乗船、乗車することができる。
- ③第 1 項の規定による検疫委員の任命、及び職務等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。〈改正 2010. 1. 18.〉

第 62 条（予防委員）

- ①特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症が流行、流行する恐れがある特別自治道又は市・郡・区（自治区をいう。以下同じ。）に感染症の予防事務を担当する予防委員を置くことができる。
- ②第 1 項の規定による予防委員は無報酬とする。ただし、特別自治道又は市・郡・区の人口 2 万人当たりの 1 人の割合で有給委員を置くことができる。
- ③第 1 項の規定による予防委員の任命及び職務等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。〈改正 2010. 1. 18.〉

第 63 条（韓国健康管理協会）

- ①第 2 条第 6 号による寄生虫感染症に関する調査・研究等予防事業を遂行するために韓国健康管理協会（以下「協会」という。）を置く。〈改正 2018. 3. 27.〉
- ②協会は、法人とする。
- ③協会に関しては、本法で定められた事項以外に、「民法」のうち、社団法人に関する規定を準用する。

第 10 章 経費

第 64 条（特別自治道・市・郡・区が負担する経費）

次の各号の経費は、特別自治道と市・郡・区が負担する。〈改正 2015. 7. 6., 2015. 12. 29.〉

1. 第 4 条第 2 項第 13 号によるハンセン病の予防及び診療業務を遂行する法人、又は団体に対する支援経費の一部
2. 第 24 条第 1 項及び第 25 条第 1 項による予防接種に必要な経費
3. 第 24 条第 2 項及び第 25 条第 2 項による医療機関が予防接種をするのに必要な経費の全部、又は一部
4. 第 36 条による特別自治道知事、又は市長・郡守・区庁長が指定した感染症管理施設の設置・運営に必要な費用
5. 第 37 条による特別自治道知事、又は市長・郡守・区庁長が設置した隔離所・療養所若しくは診療所及び同条により指定された感染症管理機関の感染症管理施設の設置・運営に必要な経費
6. 第 47 条第 1 号及び第 3 号による交通遮断、又は入院によって生業が困難な者に対する「国民基礎生活保障法」第 2 条第 6 号による最低補償水準の支援

7. 第 47 条、第 48 条、第 49 条第 1 項第 8 号・第 9 号・第 13 号及び第 51 条第 1 項による特別自治道、又は市・群・区において実施する消毒若しくはその他の措置に必要な経費
8. 第 49 条第 1 項第 7 号及び第 12 号による特別自治道知事、又は市長・群守・区庁長が、医師を配置又は医療者・医療業者・医療関係要因等を動員するうえで必要な手当て・治療費、若しくは調剤料
9. 第 49 条第 2 項による食飲料の供給に必要な経費
10. その他、本法による特別自治道、又は市・群・区が実施する感染症予防の事務に必要な経費

第 65 条（市・道負担する経費）

次の各号の経費は、市・道が負担する。〈改正 2015. 12. 29., 2018. 3. 27.〉

1. 第 4 条第 2 項第 13 号によるハンセン病の予防及び診療業務を行う法人又は団体の支援経費の一部
2. 第 36 条による市・道知事が指定した感染症の管理機関の感染症管理施設の設置・運営に必要な経費
3. 第 37 条による市・道知事が設置した隔離所・療養所、又は診療所及び同条の規定により指定された感染症管理機関の感染症管理施設の設置・運営に必要な経費
3. 2. 第 39 条の 3 により市・道知事が指定した接触者隔離施設の設置・運営に必要な経費
4. 第 41 条及び第 42 条による国内感染症患者等の入院治療、調査、診察等に必要な経費
5. 第 46 条による健康診断、予防接種等に必要な経費
6. 第 49 条第 1 項第 1 号による交通遮断で生業困難者に対する「国民基礎生活保障法」第 2 条第 6 号による最低補償水準の支援
6. 2. 第 49 条第 1 項第 12 号による市・道知事が医療従事者・医療者・医療関係要員等を動員するのに必要な手当て・治療費、又は調剤料
7. 第 49 条第 2 項による飲料水の供給に必要な経費
7. 2. 第 60 条の 3 第 1 項及び第 3 項による市・道知事が医療者等を防疫業務に従事させるために必要な手当て等の経費
8. 第 61 条による検疫委員の配置に必要な経費
9. その他、本法による市・道が実施する感染症の予防事務に必要な経費

第 66 条（市・道が補助する費用）

市・道（特別自治道は除く。）は、第 64 条による市・郡・区が負担する経費については、大統領令で定めるところにより補助しなければならない。

第 67 条（国庫負担経費）

次の各号の経費は、国が負担する。〈改正 2010. 1. 18., 2015. 7. 6., 2015. 12. 29., 2018. 3. 27., 2019. 12. 3. 2020. 3. 4.〉

1. 第 4 条第 2 項第 2 号による感染症患者等の診療と保護に必要な経費
2. 第 4 条第 2 項第 4 号による感染症の教育及び広報のための経費

3. 第 4 条第 2 項第 8 号による感染症予防のための専門人員の養成に必要な経費
 4. 第 16 条第 4 項による標本監視活動に必要な経費
 4. 2. 第 18 条の 3 による教育・訓練に必要な経費
 5. 第 20 条による解剖に必要な死体の輸送と解剖後の処理に必要な経費
 5. 2. 第 20 条の 2 による遺体の葬儀に必要な経費
 6. 第 33 条による予防接種薬品の生産と研究等に必要な経費
 6. 2. 第 33 条の 2 第 1 項による必須の予防接種薬品等の備蓄に必要な経費
 6. 3. 第 36 条第 1 項による保健福祉部長官が指定した感染症管理機関の感染症管理施設の設置・運営に必要な経費
 7. 第 37 条による保健福祉部長官が設置した隔離所・療養所、又は診療所及び同条の規定により指定された感染症管理機関の感染症管理施設の設置・運営に必要な経費
 7. 2. 第 39 条の 3 により保健福祉部長官が指定した接触者隔離施設の設置・運営に必要な経費
 8. 第 40 条第 1 項による委員会の審議を経た品目の備蓄や長期購入するための契約にかかる経費
 9. 第 41 条及び第 42 条による外国人感染症患者等の入院治療、調査、診察等にかかる経費
 9. 2. 第 49 条第 1 項第 12 号による国が医療者・医療業者・医療関係要員等を動員するのに必要な手当及び治療費、又は調剤料
 9. 3. 第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定により国が医療者等を防疫業務に従事させるために必要な手当等の経費
 10. 第 71 条により予防接種等による被害の補償のための費用
- [施行日：2020. 9. 5]

第 68 条（国が補助する費用）

国家は、次の各号の経費を補助しなければならない。

1. 第 4 条第 2 項第 13 号によるハンセン病の予防及び診療業務を行う法人又は団体に対する支援経費の一部
2. 第 65 条及び第 66 条による市・道が負担する経費の 2 分の 1 以上

第 69 条（本人から徴収できる経費）

特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、保健福祉部令で定めるところにより、第 41 条及び第 42 条に基づく入院治療費のほか、本人の持病や本人に新しく発症した疾患等で入院、診察、検査、治療等にかかる経費を本人、又は当該保護者から徴収することができる。〈改正 2010. 1. 18.〉

第 70 条（損失補償）

①保健福祉部長官、市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、次の各号のいずれかに該当する損失を被った者に第 70 条の 2 の損失補償審議委員会の審議・議決によりその損失を補償しなければならない。〈改正 2015. 12. 29., 2018. 3. 27.〉

1. 第 36 条及び第 37 条による感染症管理機関の指定、または隔離所等の設置・運営によって発生した損失
 1. 2. 第 39 条の 3 により接触者隔離施設の設置・運営によって発生した損失
 2. 本法の措置により感染症患者、感染症の疑いのある患者等を診療した医療機関の損失
 3. 本法により医療機関の閉鎖、又は業務停止等で医療機関に発生した損失
 4. 第 47 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号、第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項第 4 号、第 6 号から第 10 号まで、第 12 号及び第 13 号による措置により発生した損失
 5. 感染症患者等が発生・経過、若しくは保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長がその事実を公開して発生した「国民健康保険法」第 42 条による療養機関の損失として、第 1 号から第 4 号までの損失に準じ、第 70 条の 2 による損失補償審議委員会が審議・議決する損失
- ②第 1 項の規定による損失補償金を受けた者は、保健福祉部令で定めるところにより損失補償請求書に関連する書類を添付して、保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に請求しなければならない。〈改正 2015. 12. 29.〉
- ③第 1 項の規定による補償額を算定するにあたり、損失を被った者が本法、又は関連法令に基づく措置の義務に違反し、その損失を発生させ、若しくは拡大させた場合には、補償金を支給しないか、又は補償金を減額して支給することができる。〈新設 2015. 12. 29.〉
- ④第 1 項の規定による補償の対象及び範囲と補償額の算定、第 3 項の規定による支給除外、減額の基準等に関して必要な事項は大統領令で定める。〈新設 2015. 12. 29.〉

第 70 条の 2（損失補償審議委員会）

- ①第 70 条による損失補償に関する事項を審議・議決するために保健福祉部及び市・道に損失補償審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。
 - ②委員会は、委員長 2 人を含む 20 人以内の委員で構成し、保健福祉部に設置された審議委員会の委員長は、保健福祉部次官と民間委員が共同でなり、市・道に設置された審議委員会の委員長は、副市長、又は知事と民間委員の共同でなる。
 - ③審議委員会の委員は、関連分野の学識と経験が豊富な者と、関係公務員の中から大統領令で定めるところにより保健福祉部長官、又は市・道知事が任命若しくは委嘱する。
 - ④審議委員会は、第 1 項の規定による審議・議決のために必要な場合、関係者に出席又は資料の提出等を要求できる。
 - ⑤その他の審議委員会の構成や運営等に関して必要な事項は大統領令で定める。
- [本条新設 2015. 12. 29.]

第 70 条の 3（医療者や医療機関開設者の財政的支援）

- ①保健福祉部長官、市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、本法による感染症の発生の監視、予防・管理、及び疫学調査業務に協力した医療者、又は医療機関開設者に対して予算の範囲内で財政的支援を行うことができる。
 - ②第 1 項の規定による支援内容、手順、方法等の支援に必要な事項は大統領令で定める。
- [本条新設 2015. 12. 29.]

第 70 条の 4（感染症の患者等の生活支援）

①保健福祉部長官、市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、本法に基づいて入院又は隔離された者に対して、予算の範囲内で治療費、生活支援及びその他の財政支援を行うことができる。

②市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、第 1 項の規定による者と第 70 条の 3 第 1 項に基づく医療者が入院又は隔離措置、感染症の発生の監視、予防・管理および疫学調査業務に助力等によって（自分の）子女へのケアに空白が生じる場合、「子どもケア支援法」による子どもケアを提供する等、必要な措置を講じなければならない。

③第 1 項及び第 2 項の規定による支援・提供のために必要な事項は大統領令で定める。

[本条新設 2015. 12. 29.]

第 71 条（予防接種等による被害への国の補償）

①国は、第 24 条及び第 25 条により予防接種を受けた者、又は第 40 条第 2 項により生産された予防・治療医薬品を投与された者が、当該予防接種、又は予防・治療医薬品によって疾病に罹患したり、障害者となったり、死亡した際には、大統領令で定める基準及び手続に基づいて、次の各号の区分に応じた補償をしなければならない。

1. 疾患により診療を受けた者：診療費全額及び定額看病費用

2. 障害者となった者：一時補償金

3. 死亡した者：大統領令で定める遺族に対する一時補償金及び葬儀費用

②第 1 項の規定により補償を受けることができる疾患、障害、又は死亡は、予防接種薬品の異常や予防接種行為者、及び予防・治療医薬品の投与者等の過失の有無に関係せず、当該予防接種、又は予防・治療医薬品を投与されたことにより発生した被害で、保健福祉部長官が認める場合とする。〈改正 2010. 1. 18.〉

③保健福祉部長官は、第 1 項の規定による補償請求があった日から 120 日以内に、第 2 項の規定による疾患、障害、又は死亡に該当するかを決定しなければならない。この場合、予め委員会の意見を聴取しなければならない。〈改正 2010. 1. 18.〉

④第 1 項の規定による補償の請求、第 3 項の規定による決定の方法と手続等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 72 条（損害賠償請求権との関係等）

①国は、予防接種薬品の異常や予防接種行為、予防・治療医薬品の投与者等、第 3 者の故意又は過失により第 71 条による被害補償をした場合には、補償額の範囲内で補償を受けた者が第 3 者に対して有する損害賠償請求権を代位する。

②予防接種を受けた者、予防・治療医薬品を投与された者、又は第 71 条第 1 項第 3 号による遺族が第三者から損害賠償を受けた場合には、国はその賠償額の範囲内で第 71 条による補償金を支給せず、補償金を誤って支給した場合には、当該金額を国税徴収の例により徴収することができる。

第 73 条（国の補償を受ける権利の譲渡等の禁止）

第 70 条及び第 71 条による補償を受ける権利は、譲渡、又は差し押さえることができない。

第 11 章 補則

第 74 条（秘密漏洩の禁止）

本法による健康診断、入院治療、診断等、感染症に関連する業務に従事している者、又は従事した者は、業務上知り得た秘密を他の者に漏洩してはならない。

第 74 条の 2（資料の提供要求と検査）

①保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症管理機関の長等に感染症管理施設、第 37 条に基づく隔離所・療養所、又は診療所、第 39 条の 3 に基づく接触者隔離施設の設置及び運営に関する資料の提供を要請することができ、所属公務員を通じて当該施設に出入りさせ関係書類や施設・設備等を点検、又は関係者に質問をさせることができている。〈改正 2018. 3. 27.〉

②第 1 項の規定により出入・検査を行う公務員は、その権限を表示する証票を所持し、これに関係者に提示しなければならない。

[本条新設 2015. 7. 6.]

第 75 条（聴聞）

特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 59 条第 1 項に基づいて営業所の閉鎖を命じる際には聴聞をしなければならない。

第 76 条（委任及び委託）

①本法に基づく保健福祉部長官の権限を大統領令で定めるところによりその一部を疾病管理本部長又は市・道知事に委任することができる。〈改正 2010. 1. 18., 2012. 5. 23.〉

②保健福祉部長官は、本法による業務の一部を大統領令で定めるところにより関係機関や関連団体に委託することができる。〈新設 2012. 5. 23.〉

[題名改正 2012. 5. 23.]

第 76 条の 2（情報提供要求と情報の確認等）

①保健福祉部長官又は疾病管理本部長は、感染症予防及び感染症伝播の遮断のために必要な場合、関係中央行政機関（当該所属機関及び責任運営機関を含む。）の長、地方公共団体の長（「地方教育自治に関する法律」第 18 条の規定による教育監を含む。）、「公共機関の運営に関する法律」第 4 条による公共機関、医療機関及び薬局、法人・団体・個人に対して感染症患者等及び感染症の疑いのある者に関する次の各号の情報提供を要請することができ、要請を受けた者はこれに従わなければならない。〈改正 2016. 12. 2., 2020. 3. 4.〉

1. 氏名、「住民登録法」第 7 条の 2 第 1 項による住民登録番号、住所及び電話番号（携帯電話番号を含む。）等、個人に関する事項
2. 「医療法」第 17 条による処方箋及び同法第 22 条に基づく診療記録簿等
3. 保健福祉部長官が定める期間の出入国管理記録
4. その他の移動経路を把握するために大統領令で定める情報

②保健福祉部長官、市・道知事、又は市長・郡守・区庁長は、感染症予防及び感染症伝播の遮断のために必要な場合、感染症患者等及び感染症の疑いのある者の位置情報を「警察法」第2条による警察庁、地方警察庁及び警察署（以下本条において「警察官署」という。）の長に要請することができる。この場合、保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長の要請を受けた警察官署の長は、「位置情報の保護及び利用等に関する法律」第15条及び「通信秘密保護法」第3条にもかかわらず、「位置情報の保護及び利用等に関する法律」第5条第7項に基づく個人の位置情報事業者、「電気通信事業法」第2条第8号に基づく電気通信事業者に感染症患者等と感染症の疑いのある者の位置情報を要求することができ、要請を受けた位置情報事業者と電気通信事業者は、正当な事由がなければ、これに従わなければならない。〈改正 2015. 12. 29., 2018. 4. 17., 2020. 3. 4.〉

③保健福祉部長官は、第1項及び第2項の規定により収集した情報を関連中央行政機関の長、地方公共団体の長、国民健康保険公団理事長、健康保険審査評価院院長、「保健医療基本法」第3条第4号の保健医療機関（以下「保健医療機関」という。）及びその他の団体等に提供することができる。この場合、保健医療機関等に提供する情報は、感染症予防及び感染症伝播の遮断のために当該機関の業務に関連した情報に限る。〈改正 2020. 3. 4.〉

④保健福祉部長官は、感染症予防及び感染症伝播の遮断のために必要な場合、第3項前段にもかかわらず、次の各号の情報システムを活用して、保健医療機関に第1項第3号の規定による情報と同項第4号の規定による移動経路の情報を提供しなければならない。この場合、保健医療機関に提供する情報は、その機関の業務に関連した情報に限る。〈新設 2020. 3. 4.〉

1. 国民健康保険公団の情報システム
2. 健康保険審査評価院の情報システム
3. 感染症の国内流入及び拡散防止のために保健福祉部長官が必要であると認めて指定した機関の情報システム

⑤医療者、薬剤師及び健康医療機関の長は、医療行為、又は医薬品を処方・調剤する場合、第4項各号のいずれかに該当する情報システムを通じて同項により提供された情報を確認しなければならない。〈新設 2020. 3. 4.〉

⑥第3項及び第4項の規定により情報を提供された者は、本法による感染症関連業務以外の目的で情報を使用することはできず、業務終了時には遅滞なく破棄し、保健福祉部長官に通報しなければならない。〈改正 2020. 3. 4.〉

⑦保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項及び第2項に基づき収集された情報の主体には、次の各号の事実を通知しなければならない。〈改正 2020. 3. 4.〉

1. 感染症の予防及び感染症伝播の遮断のために必要な情報が収集されたという事実
2. 第1号の情報が他の機関に提供された場合、その事実
3. 第2号の場合にも、本法による感染症関連業務以外の目的で情報を使用することができず、業務の終了時には遅滞なく破棄されるという事実

⑧第3項及び第4項の規定により情報を提供された者が、本法の規定に違反して、その情報を処理した場合には、「個人情報保護法」に準じる。〈改正 2020. 3. 4.〉

⑨第3項の規定による情報提供の対象・範囲及び第7項の規定による通知方法等に関して必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改正 2020. 3. 4.〉

[本条新設 2015. 7. 6.][題名改正 2020. 3. 4.]

第 76 条の 3 (準用規定)

第 42 条第 6 項は、第 41 条第 1 項及び第 2 項、第 47 条第 3 号、第 49 条第 1 項第 14 号による入院又は隔離についても準用する。

[本条新設 2020. 3. 4.]

第 76 条の 4 (罰則適用における公務員の議題)

審議委員会委員のうち公務員ではない者は、「刑法」第 127 条及び第 129 条から第 132 条までの規定を適用する際には公務員とみなす。

[本条新設 2020. 3. 4.] [施行日 : 2020. 6. 5.]

第 12 章 罰則

第 77 条 (罰則)

第 22 条第 1 項又は第 2 項に違反して、病原体の搬入許可を受けずに搬入した者又は第 40 条の 3 第 1 項に違反して医薬部外品等を輸出、若しくは国外に搬出した者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2020. 3. 4.〉

第 77 条 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 22 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、高危険度病原体の搬入許可を受けずに搬入した者
 2. 第 23 条の 3 第 1 項の規定に違反して保有許可を受けず、生物テロ感染症の病原体を保有している者
 3. 第 40 条の 3 第 1 項の規定に違反して医薬部外品等を輸出、又は国外に搬出した者
- [全文改正 2020. 3. 4.] [施行日 : 2020. 6. 4.]

第 78 条 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2017. 12. 12., 2019. 12. 3.〉

1. 第 23 条第 2 項の規定に基づく許可を受けず、又は同条第 3 項本文による変更の許可を受けずに高危険度病原体の取扱施設を設置・運営した者
 2. 第 23 条の 3 第 3 項の規定に基づく変更の許可を受けていない者
 3. 第 74 条の規定に違反して、業務上知り得た秘密を漏洩した者
- [施行日 : 2020. 6. 4.]

第 79 条 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2015. 7. 6., 2017. 12. 12., 2019. 12. 3., 2020. 3. 4.〉

1. 第 18 条第 3 項に違反した者

2. 第 21 条、又は第 22 条第 3 項による申告をしてないか、若しくは虚偽の申告した者
- 2.2. 第 21 条第 5 項の規定に基づく現場調査を正当な事由なく拒否・妨害、又は忌避した者
- 2.3. 第 23 条第 2 項の規定に基づく届出をせずに、高危険度病原体の取扱施設を設置・運営した者
3. 第 23 条第 8 項の規定に基づく安全管理点検を拒否・妨害、又は忌避した者
- 3.2. 第 23 条の 2 の規定に基づく高危険度病原体の取扱施設の閉鎖命令、又は運営停止命令に違反した者
4. 第 60 条第 4 項に違反した者（ただし、公務員は除く。）
5. 第 76 条の 2 第 6 項に違反した者

[施行日：2020.6.4]第 79 条第 2 号の 2

第 79 条の 2（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2019.12.3.〉

1. 第 23 条の 4 第 1 項の規定に違反して高危険度病原体を取り扱う者
2. 第 23 条の 4 第 2 項の規定に違反して高危険度病原体を取り扱うようにした者
3. 第 76 条の 2 第 2 項後段の規定に違反して警察官署の長の要求を拒否した者

[本条新設 2015.12.29.] [施行日：2020.6.4.]第 79 条の 2

第 79 条の 3（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 41 条第 1 項の規定に違反して入院治療を受けていない者
2. 第 41 条第 2 項の規定に違反して入院、又は治療を拒否した者
3. 第 41 条第 3 項の規定に違反して自宅、又は感染症管理施設での治療を拒否した者
4. 第 42 条第 1 項・第 2 項第 1 号・第 3 項、又は第 7 項の規定に基づく入院、又は隔離措置を拒否した者
5. 第 47 条第 3 号、又は第 49 条第 1 項第 14 号の規定に基づく入院、又は隔離措置を違反した者

[本条新設 2020.3.4.] [従来の第 79 条の 3 から第 79 条の 4 に移動 〈2020.3.4.〉]

第 79 条の 4（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、500 万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 1 級感染症及び第 2 級感染症に対して第 11 条に基づく報告、若しくは届出義務に違反、若しくは虚偽の報告、又は申告した医師、歯科医師、韓方医、軍医、医療機関の長又は感染症の病原体を確認機関の長
2. 第 1 級感染症及び第 2 級感染症に対して第 11 条に基づく医師、歯科医師、漢方医、軍医、医療機関の長、又は感染症の病原体を確認機関の長の報告、又は届出を妨害した者

[本条新設 2018.3.27.] [第 79 条の 3 の移動 〈2020.3.4.〉]

第 80 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、300 万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2018. 3. 27. , 2020. 3. 4.〉

1. 第 3 級感染症及び第 4 級感染症に対して第 11 条に基づく報告、又は申告義務の違反、若しくは虚偽の報告、又は申告した医師、歯科医師、韓方医、軍医、医療機関の長、感染症病原体の確認機関の長、又は感染症標本監視機関
2. 第 3 級感染症及び第 4 級感染症に対して第 11 条に基づく医師、歯科医師、韓方医、軍医、医療機関の長、感染症病原体の確認機関の長、又は感染症の標本監視機関の報告、若しくは届出を妨害した者
2. 2. 第 13 条第 2 項による感染症の病原体検査を拒否した者
3. 第 37 条第 4 項の規定に違反して感染症管理施設を設置していない者
4. 削除 〈2020. 3. 4.〉
5. 第 42 条の規定に基づく強制処分に従わない者（第 42 条第 1・第 2 項第 1 号・第 3 項及び第 7 項による入院、又は隔離措置を拒否した者は除く。）
6. 第 45 条の規定に違反して一般人と接触することが多い職業の従事者、又は感染症患者等を当該職業に雇用した者
7. 第 47 条（同条第 3 号を除く。）、又は第 49 条第 1 項（同項第 3 号のうち、健康診断に関する事項の同項第 14 号を除く。）の規定に基づく措置に違反した者
8. 第 52 条第 1 項の規定に基づく消毒業の申告をせず、又は虚偽その他の不正な方法で申告し消毒業を営為した者
9. 第 54 条第 1 項の規定に基づく基準と方法に基づいて消毒していない者

第 81 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、200 万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2015. 7. 6. , 2019. 12. 3.〉

1. 削除 〈2018. 3. 27.〉
2. 削除 〈2018. 3. 27.〉
3. 第 12 条第 1 項の規定に基づく届出を怠った者
4. 世帯主、管理人等に第 12 条第 1 項の規定に基づく届出をさせないようにした者
5. 削除 〈2015. 7. 6.〉
6. 第 20 条の規定に基づく解剖命令を拒否した者
7. 第 27 条の規定に基づく予防接種証明書を虚偽で発行した者
8. 第 29 条の規定に違反して疫学調査を拒否・妨害、又は忌避した者
9. 第 45 条第 2 項の規定に違反して性媒介感染症に関する健康診断を受けない者の営業に従事した者
10. 第 46 条又は第 49 条第 1 項第 3 号の規定による健康診断を拒否、又は忌避した者
11. 正当な事由なく第 74 条の 2 第 1 項の規定による資料提供要求に従わず、若しくは虚偽の資料を提供した者、検査や質問を拒否・妨害、又は忌避した者

[施行日：2020. 6. 4.]

第 82 条（両罰規定）

法人の代表者や、法人又は個人の代理人、使用人、その他の従業員が、当該法人又は個人の業務に関して第 77 条から第 81 条までのいずれかに該当する違反行為をする当該行為者を罰するほか、当該法人又は個人に対しても該当条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために、当該業務について相当の注意及び監督を怠らなかつた場合にはこの限りでない。

第 83 条（過怠料）

①次の各号のいずれかに該当する者は、1 千万ウォン以下の過怠料を賦課する。〈新設 2015. 7. 6. , 2017. 12. 12. , 2019. 12. 3. 〉

1. 第 23 条第 3 項のただし書、又は同条第 4 項による変更申告をしていない者
2. 第 23 条第 5 項の規定による届出をしていない者
3. 第 23 条の 3 第 3 項のただし書による変更申告をしていない者
4. 第 35 条の 2 に違反して虚偽の陳述、虚偽の資料を提出、又は故意に事実を欠落・隠蔽した者

②次の各号のいずれかに該当する者は、100 万ウォン以下の過怠料を賦課する。〈改正 2015 7. 6. , 2019. 12. 3. , 2020. 3. 4. 〉

1. 第 28 条第 2 項の規定による報告を行わず、又は虚偽で報告した者
2. 第 33 条の 3 の規定に基づく報告を行わず、又は虚偽で報告した者
3. 第 51 条第 2 項に規定に基づく消毒をしていない者
4. 第 53 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく休業・廃業、又は再開業申告をしていない者
5. 第 54 条第 2 項の規定に基づく消毒に関する事項を記録・保存せず、又は虚偽で記録した者

③第 1 項及び第 2 項による過怠料は、大統領令で定めるところにより、保健福祉部長官、管轄市・道知事又は市長・郡守・区庁長が賦課・徴収する。〈改正 2015. 7. 6. 〉

[施行日：2020. 6. 4.]

附則〈法律第 17067 号、2020. 3. 4. 〉

第 1 条（施行日）

本法は、公布後 6 ヶ月が経過した日より施行する。ただし、次の各号の事項はその区分による日より施行する。

1. 第 2 条・第 11 条第 1 項・第 13 条・第 16 条の 2 第 1 項・第 22 条・第 23 条・第 23 条の 2・第 34 条の 2・第 40 条の 3・第 42 条・第 47 条・第 49 条・第 52 条第 2 項から第 4 項まで・第 53 条・第 59 条・第 60 条・第 60 条の 3（市長・郡守・区庁長に関する部分として定める）・第 76 条の 2・第 76 条の 3・第 79 条第 3 号・第 5 号及び第 83 条第 2 項第 3 号の改正規定：公布日
2. 第 7 条・第 49 条の 2・第 51 条・第 52 条第 1 項・第 56 条及び第 76 条の 4 の改正規定

と法律第 16725 号感染症の予防及び管理に関する法律一部改正法律第 83 条第 2 項第 3 号の改正規定：公布後 3 ヶ月が経過した日

3. 法律第 16725 号感染症の予防及び管理に関する法律一部改正法律第 21 条・第 23 条・第 77 条及び第 79 条第 2 号の 2 の改正規定：2020 年 6 月 4 日

4. 第 77 条・第 79 条の 3・第 79 条の 4 及び第 80 条の改正規定：公布後 1 ヶ月が経過した日

第 2 条（疫学調査官に関する経過措置）

本法の施行当時の従来規定に基づき、市・道知事が市・群・区に置く疫学調査官は、第 60 条の 2 の改正規定により市長・群守・区庁長が任命した疫学官とみなす。

（仮訳：洪 賢秀）